

# くらしと協同

国際協同組合年なう。  
「協同組合の10年」を見据えて

富沢 賢治  
田中 秀樹  
横川 洋樹  
相馬 健次  
石塚 秀雄  
松岡 公明

大高 研道  
辻村 英之  
望月 康平  
根岸 久子  
中川 雄一郎  
庄司 興吉

生協は  
公益組織なのか?  
J.バーチャル  
×  
杉本貴志

## ●INDEX

エネルギーの地産地消をめざす .....	1
望月 康平	
卷頭言 .....	5
国際協同組合年の世界史的意義 富沢 賢治	
争論 生協・協同組合における「共益」と「公益」 .....	6
「組合員組織」である協同組合にとって、「公益」は副産物である J・バーチャル	
21世紀の協同組合にとって、「公益」は「共益」の前提である 杉本 貴志	
<b>特集 国際協同組合年なう。「協同組合の10年」を見据えて</b>	
特集1 世界は国際年をどう迎えたのか .....	17
Co-operatives Unitedに参加して 杉本 貴志	
特集2 都道府県の動き .....	25
協同組合間連携による地域の協同の発展のために —国際協同組合年ひろしま実行委員会の取り組みー 田中 秀樹	
国際協同組合年 IYC福岡の取組経過とこれからの方針 横川 洋	
特集3 国際協同組合年の意義と成果 .....	34
国際協同組合年の意義と成果—協同組合研究は進展したかー 相馬 健次	
「関係性」をキーワードにした協同組合運動の展開 新しい協同組合運動は生まれたか 石塚 秀雄	
協同組合の社会的認知の実際と生協運動の展望 —地域を「知る」実践へー 大高 研道	
私の研究紹介 .....	56
アフリカ農村から公正経済を考える —協同組合・フェアトレードの役割ー 辻村 英之	
くらしと協同の本 .....	62
松岡公明著『現場からのJA運動』 根岸久子	
津田直則著『社会変革の協同組合と連帯システム』 中川雄一郎	
名和又介・庄司俊作・井上史編『大学の協同を紡ぐ』 庄司興吉	
編集後記 .....	69



表紙紋様 「欧文体の紋様」  
田内隆司／京小紋画像提供（田内設計事務所）

江戸時代、鎖国していた日本では、アルファベットの使用は一部の知識階級に限られていました。しかし、明治中期からはローマ字として、一般市民の間にも広がっていきました。そして明治・大正時代、そのローマ字をデザインとして用いたのが、この「欧文体の文様」です。文字の持つ意味は分からなくても、新しいものを積極的に取り入れようとする、市民の心意気が現れているようです。京小紋の図柄としても大変珍しい図柄です。

# エネルギーの地産地消を目指す —雲の上のまち・高知県梼原町—

写真・文 望月康平



標高千メートルを超える四国カルストに設置された「梼原風力発電所」。人口約4千人の「雲の上のまち」高知県梼原（ゆすはら）町は、再生可能な地元資源によるエネルギー自給率100%を目指している。出力600kWの風車2基を有する梼原風力発電所の売電益の一部は、地域の森林づくり・間伐事業の補助にも用いられている。（2012.10.23-24 撮影）



梼原町の農家民宿「いちょうの樹」では、「農山村のくらしありのまま」と「家族ぐるみのあたたかいもてなし」が提供される。「第1回農林漁家民宿おかあさん100選」に選ばれた名物女将上田知子さんのお話をうかがいながら、地元食材を用いた手作り料理に舌鼓を打つ。

西日本開拓会は、ストチ高原に残る森林セラピート。間伐材・端材の生リップで舗装された遊歩道をザクザケ散策できる。轟原町は、その9%が森林で、森林づくり、間伐事業の活動による工場設置とペレットストーブ等の普及促進、二酸化炭素森林吸収ケージット販売の試行など、まさに公民協同の低炭素化指向の高附加值型森林ビジネスが展開されている。





清流四万十川の支流「構原川」にある6mの落差を利用した小水力発電（出力53kW）。  
電力は、昼は中学校、夜は町内に82基ある街路灯に使用されている。

## 卷頭言

## 国際協同組合年の世界史的意義

富沢 賢治（協同総合研究所 副理事長）

新自由主義経済に起因する、1980年代以降の世界的規模での貧困と格差の拡大は、国連として放置できない規模にまで達した。2009年には、世界史上はじめて飢餓人口が10億2000万人を超えて「世界の6人に1人が栄養不良」状態になり（国際連合食糧農業機関・FAO）、飢えと栄養不足が、世界第1位の死亡原因となった（世界保健機関・WHO）。

国連の最大の使命は世界平和の維持である。世界的な貧困化が平和の維持を困難にすると自覚した国連は、2000年に国際社会の目標として「国連ミレニアム宣言」を採択し、「極度の貧困と飢餓の撲滅」を「ミレニアム開発目標」の第1目標とした。

この目標を実現するために国連が重視したのは、協同組合であった。貧困問題を解決するためには、大企業に依拠する経済成長だけでなく、地域社会に根ざす住民の自主的な互助組織としての協同組合の発展を支援する必要があると認識したのである。

そのため国連総会は2001年に「社会開発における協同組合」という決議を採択し、つぎのように述べた。

国連総会は、「協同組合が、女性や若年者、高齢者、障害者等あらゆる人びとによる社会開発への最大限可能な参加を促進し、また経済・社会開発における主要な要素になりつつあることを認識し」、「協同組合の目標達成の助けとなるよう、その可能性を保護・促進する観点から、適宜、協同組合の活動に適用される法制度の見直しを各國政府に奨励」し、「社会開発目標の達成、

特に貧困の撲滅と雇用の創出、社会的包摶の促進のために協同組合の可能性を開発」するよう、各國政府に求める。

2001年の国連総会決議に引き続き、翌年の2002年にはILO（国際労働機関）の第90回総会が「協同組合の振興に関する勧告」（6月20日）を決議し、つぎのような斬新な社会観を示した。「均衡のとれた社会は、政府セクターと営利企業セクターだけではなく、協同組合、共済団体などを含む社会的セクターを必要とする。そのため、政府は、協同組合を支援するための政策と法的枠組みを提供すべきである。」

協同組合に関する評価はその後さらに高まり、2009年に国連総会が2012年を国際協同組合年と定めたのである。

このように歴史を振り返ると、2000年から2009年に至る10年間は、新しいミレニアム（千年紀）の初頭を飾るにふさわしい期間であったといえる。

18世紀のフランス革命以来、近代社会は自由、平等、友愛という3つの原理に支えられる社会の確立を求めてきた。

19世紀は、資本主義の世界的普及に伴い、自由原理に支えられる社会の確立を求めた。

20世紀は、社会主义国家の成立に伴い、平等原理に支えられる社会の確立を求めた。

21世紀は、ILOの勧告が言及する「社会的セクター」の拡大強化を図ることによって、自由、平等、友愛という3本足に支えられる安定した社会の確立を求めるべきであろう。

## 卷頭言

## 国際協同組合年の世界史的意義

富沢 賢治（協同総合研究所 副理事長）

新自由主義経済に起因する、1980年代以降の世界的規模での貧困と格差の拡大は、国連として放置できない規模にまで達した。2009年には、世界史上はじめて飢餓人口が10億2000万人を超えて「世界の6人に1人が栄養不良」状態になり（国際連合食糧農業機関・FAO）、飢えと栄養不足が、世界第1位の死亡原因となった（世界保健機関・WHO）。

国連の最大の使命は世界平和の維持である。世界的な貧困化が平和の維持を困難にすると自覚した国連は、2000年に国際社会の目標として「国連ミレニアム宣言」を採択し、「極度の貧困と飢餓の撲滅」を「ミレニアム開発目標」の第1目標とした。

この目標を実現するために国連が重視したのは、協同組合であった。貧困問題を解決するためには、大企業に依拠する経済成長だけでなく、地域社会に根ざす住民の自主的な互助組織としての協同組合の発展を支援する必要があると認識したのである。

そのため国連総会は2001年に「社会開発における協同組合」という決議を採択し、つぎのように述べた。

国連総会は、「協同組合が、女性や若年者、高齢者、障害者等あらゆる人びとによる社会開発への最大限可能な参加を促進し、また経済・社会開発における主要な要素になりつつあることを認識し」、「協同組合の目標達成の助けとなるよう、その可能性を保護・促進する観点から、適宜、協同組合の活動に適用される法制度の見直しを各國政府に奨励」し、「社会開発目標の達成、

特に貧困の撲滅と雇用の創出、社会的包摶の促進のために協同組合の可能性を開発」するよう、各國政府に求める。

2001年の国連総会決議に引き続き、翌年の2002年にはILO（国際労働機関）の第90回総会が「協同組合の振興に関する勧告」（6月20日）を決議し、つぎのような斬新な社会観を示した。「均衡のとれた社会は、政府セクターと営利企業セクターだけではなく、協同組合、共済団体などを含む社会的セクターを必要とする。そのため、政府は、協同組合を支援するための政策と法的枠組みを提供すべきである。」

協同組合に関する評価はその後さらに高まり、2009年に国連総会が2012年を国際協同組合年と定めたのである。

このように歴史を振り返ると、2000年から2009年に至る10年間は、新しいミレニアム（千年紀）の初頭を飾るにふさわしい期間であったといえる。

18世紀のフランス革命以来、近代社会は自由、平等、友愛という3つの原理に支えられる社会の確立を求めてきた。

19世紀は、資本主義の世界的普及に伴い、自由原理に支えられる社会の確立を求めた。

20世紀は、社会主义国家の成立に伴い、平等原理に支えられる社会の確立を求めた。

21世紀は、ILOの勧告が言及する「社会的セクター」の拡大強化を図ることによって、自由、平等、友愛という3本足に支えられる安定した社会の確立を求めるべきであろう。

## 争論

# 生協・協同組合における 「共益」と「公益」



われわれが協同組合に対して描くイメージは、ひとことでいえば、「組合員による組合員のための組合員の協同組合」とまとめられないだろうか。生協で言えば、消費者が出資し、消費者が運営に携わり、消費者のための事業と運動を展開するのが生協である、ということになる。農協は農業者の協同組合であり、漁協は漁業者の協同組合である。

ところが国連総会が国際協同組合年に期待しているのは、「社会経済開発のための協同組合」であるという。どうやら国連は、消費生活の向上だとか、農民の所得増というだけでなく、社会全体が抱える問題の解決を協同組合に期待しているらしい。しかし生協や農協や信用組合に、そんなことができるのか。諸外国の協同組合はこうした期待にどう応えているのか。こうした海外の協同組合の経験は、日本の生協に何を教えるのか。

このような問題意識から、くらしと協同の研究所では生協総合研究所と共同で、国際協同組合年記念国際シンポジウム「社会経済開発における協同組合の可能性：共益と公益」を開催した（2012年11月24日、コーポイン京都）。その記録は『生協総研レポート』として生協総合研究所より刊行される予定であるが、ここでは、そこで提起されたひとつの問題を考えてみたい。それは、

生協は「共益」（組合員の利益）と「公益」（社会全体の利益）をどう考えるべきかという問題である。

同シンポジウムの第1報告者ジョン斯顿・バーチャル教授（英国スターリング大学応用社会科学部）は、ヨーロッパやアフリカの協同組合を調査・研究した経験に基づき、協同組合は組合員組織なのであるから、あくまで組合員の利益を協同で追求すること、すなわち「共益」を追求することが本義であり、公共の利益＝「公益」の追求は、それに成功した後に、その「副産物」としてもたらされるものだという。本「争論」では、バーチャル教授の講演の後半部分を訳出したが、講演の全体は上掲『生協総研レポート』を参照されたい。

一方、こうした考え方に対して杉本貴志教授（関西大学商学部）は、そうした20世紀型協同組合の視野を超えて、21世紀の協同組合は「公益」を出発点に置いた「共益」を追求すべきだと説く。組合員組織であっても、公益に反した共益の追求は許されないというのである。

いま協同組合研究者は、こうしたマルチ・ステークホルダー型協同組合（多様な利害関係者を考える協同組合）論を展開している。協同組合運動の現場で、生協の役職員・組合員はどう評価されるだろうか。

## 争論・生協・協同組合における「共益」と「公益」

## 「組合員組織」である協同組合にとって、 「公益」は副産物である

ジョンストン・バーチャル

(英国スターリング大学社会政策学部教授)



●介護保険制度の導入以来、日本の生協も福祉事業に取り組んでいますが、必ずしも成功しているとは言えません。こうした社会的なサービスを提供するという領域で、協同組合にはどんな可能性があるのでしょうか。

最初にイタリアとイギリスの協同組合を比較することで、協同組合がどのように社会的なサービスや公的なサービスを提供できるか考えてみましょう。

イタリアでは、弱者や誰かに頼って生活している人びとに対して、社会的協同組合が社会的なケアや雇用のサービスを提供しています。こうした組合はおよそ7000ありますが、それらは2種類に分けられます。ひとつは労働者、受益者、ボランティアを組合員として抱えて社会的サービスを提供する組合であり、もうひとつは、さまざまな立場にある労働者を組合員として抱えることで、弱者に有給の仕事を与える組合です。どちらの種類の協同組合においても、公共の利益や資金提供者の利益も反映されるようになっていますから、これらはわれわれがいうところのマルチ・ステークホルダー協同組合です。

社会的協同組合は他の領域の協同組合とは異なった特徴をもっています。第1に、それらは公的資金への依存が大きく、したがって政府の政策変更に大きく影響されます。またその資産は、協同組合が投資家所

有企業（株式会社）に転換したり、利益を目的として売却したりすることができないようになっているのです。利益を組合員のあいだで分けることはできず、組合員全体の集団的利益のために使わなければならぬというルールがあるのです。

社会的協同組合という考え方は、他の諸国、とりわけイギリスとスペインで採用されています。イギリスにおけるマルチ・ステークホルダー協同組合の例としては、イングランドで病院を経営する財団トラストがあげられます。2003年、英国議会は保健・社会的ケア法を成立させ、イングランド地域における既存の病院トラストが「財団」の資格を申請することにより大きな自主裁量権が得られる機会を与えました。この立法において、財団トラストは「協同組合や協同組織をモデルとしたもの」だと説明されています。この法律は、トラストは地域の患者、一般市民、および職員を組合員とすること、そして（その大部分が）組合員から選出される運営委員会を設立すること、運営委員会が経営委員会を任命し、経営委員会から報告を求めることが定めています。以前のトラストには理事会があるだけで、その非常勤理事は保健大臣を代理する指名委員会によって任命されていました。

このモデルは、レジャー・サービス、社会的ケア・サービス、そして公的住宅の提供といった他の領域における公共サービスを展開するにあたって、もっとも望まれる

やり方となりつつあります。また、これを応用したのが、いまや200校以上になった協同組合学校です。この学校は独立したトラストであり、両親と教員が組合員となって評議員を選出しています。トラストと協同組合とは所有という点で全く異なったものですから、このモデルはハイブリッド・モデルであるということです。間違いなくこれは、公共サービスを提供する組織において、以前は階層的なガバナンス構造だったものを民主化する手段となるでしょう。そこではサービスの利用者、従業員、そして幅広い市民の利益のバランスが図られます。これは一方では組合員という考え方を拡張するのですが、それを弱体化させる可能性をもつものでもあります。

社会的なサービスを提供するためのもうひとつのモデルは、従業員がつくる協同組合という、より単純な構造の協同組合であり、これは他の業者と競争しながら、サービス提供契約を政府と結んでいます。例としては、障害者や高齢者にケア・サービスを提供したり、財団の病院において看護サービスを提供したりするデイケア協同組合があります。英国政府は、公的セクターの労働者（公務員）が「雇用者の協同組織」を新しく設立する（公務員であることをやめて協同組織の従業員となる）ことを促す強力な政策を立てています（政府の権限がおよぶのはイングランド地域の公共サービスに限られます）。しかしながら、事態はあまり進展していません。2011年12月に刊行された協同組織推進の進捗状況報告書では、22の先駆的試みのうち、7つが設立手続を終え、8つが順調に活動中、3つが活動の初期段階、4つが活動停止を決定となっています。注目すべき成功を収めたという報告書の結論は、些か楽観的であるように思われます。活動停止を決定した4つの組織

は、サービスに対する将来の需要や制度改革の影響が不確定であると言っていますし、報告書も、将来のサービス市場がどのようなものになるのか明確にできないのであれば、協同組織を開拓することは適切ではないかもないと認めています。

現在生じているのは、公共支出を削減しようという動きが、協同組織についての政策全般に及び、これ以上のリスクを負うのはご免だという反対の機運が従業員のなかに生れているということです。労働組合は、従業員の年金を民間部門に移すことに懸念を示しています。譲渡契約上、現在の従業員の権利は保護されるけれども、新規の雇用者の権利は保護されないというのです。したがって最近になって、プログラム全体が後退することとなったのです。そこで内閣は、すばらしい成果を上げている例として、中央サリー・ヘルスという協同組織を取り上げ、称賛しました。この組織は2006年に前の労働党政権下で設立され、2000万ポンドの契約を結んで700人のNHSスタッフがコミュニティの医療サービスを提供しています。この組織は北西サリー地区においても同様の契約を結ぼうと入札をしましたが、ヴァージン・グループが75%の株を持つアッシュラという営利企業に負けてしましました。契約は2012年に更新されこととなっていますが、コストだけではなく、より広い観点から契約は決定されるだろうと白書が謳っているにもかかわらず、NHSの従業員のなかには、協同組織は入札で大資本に負けてしまうのではないかという懸念があります。そうなれば計画全体が危うくなってしまうでしょう。

なぜイングランドにおいては協同組織が公共サービスを担うことがこのように限定的にしか進んでいないかといえば、それは簡単に説明できます。つまり、それは公共

サービスを担う人びと（公務員）にとって、リスクが大きすぎることなのです。従業員の協同組織に転換することで組織の所有権や管理権が得られますが、そうした利点も組織が公共部門から消えてしまうという不確実性や危険性と相殺されます。協同組織への転換は、新しい権利をもたらしますが、古くからもっていた権利のなかのいくつかは失われます。転換は、サービスの購入者と提供者の間に契約関係を持ち込みます。それはもはや「準市場的関係」などというものではなく、サービスの提供者が成功し、成長するかもしれないし、低迷したり、場合によってはつぶれるかもしれないという、真の市場関係なのです。そこには協同組織をあと押しする要因もあれば、人びとを引きつける要因もあるでしょう。従業員や利用者は、協同組織に転換しなければ事態がより悪化すると考えれば、転換を後押しするでしょうし、成功した協同組織が発展を遂げ、その形態の優位性を証明することで、彼らを引きつけることもあり得なのです。もし、投資家が所有する企業によって買収される以外に選択肢はないとなったら、そのときは協同組織に転換しなかったことのリスクが最大となるということです。そこでは公共サービスが一斉に協同組織に組み替えられるということが生じるでしょう。他方では、政策がうまくいかなくなり始めたら、市民社会がもつ「社会的なエネルギーを開放する」ことを固く決心して始めた政府が、非常に権威主義的な手段を用いて、公共サービスの提供者に「自由」になることを強いることが必要となってくるかもしれません。

●それでは雇用を創出するとか、社会の統合を果たすという点で、協同組合にはどのような可能性があるのでしょうか。

生協は雇用を生み出します。しかしそれは生協の主たる目的ではありません。たとえば、イギリスのコーペラティブ・グループは10万6000人の従業員を抱えていますが、その目的は消費者にサービスを提供することです。職が生まれるというのは、その副産物なのです。だからといって、コーペラティブ・グループが失業という問題に無関心だというわけではありません。2011年には400名、2012年には800名がグループの「研修アカデミー」を経て採用されています。こうしたことができるのには、資金があり、技術を備えた労働者が必要とされているからなのです。

生産者協同組合であれば、雇用の創出をその目的とすることが可能でしょう。モンドラゴンの協同組合グループが良き例です。近年の景気停滞のなかでも、グループはいま抱えている職員の雇用を守り続けることができました。もうひとつ紹介したいのは、アルゼンチンで新たに誕生した協同組合で、それらは廃業した企業を引き継ぐことで生まれたものです。ただし、雇用をつくりだしたいということと、財政の健全を保たなければいけないということとのバランスを取りなければいけません。そうでなければ、協同組合がいま抱えている雇用が不安にさらされることとなりかねないでしょう。ヨーロッパでは、雇用を生み出そうと協同組合振興機関がしばしば、さまざまな場所で設立されてきましたが、未だ大成功を収めるには至っていません。

協同組合は社会の統合をつくり出しますが、これもその事業から生まれてきたものであり、それ自体が目的であったわけではないのです。われわれは、社会的資本というものが事業を協同組合的に遂行する要因でもあり、その結果でもあるということを

知っています。しかしそれを直接つくりだすことはむずかしいことなのです。社会的統合を進めるための最上の方法は、人びとが共同で事業を遂行することを可能とすることです。

●共益だけでなく公益にも貢献するしたら、協同組合はいかに活動すべきですか。

もし協同組合が組合員の利益のために活動することに成功していて、しかも協同組合がもっと公的な役割を果たすことを組合員が望むのであれば、協同組合が公益のために活動することが可能でしょう。しかし、私の考えでは、公益というのは常に二次的なものです。もしそれが主要な目的であるならば、事業は公的なサービス（政府や自治体のサービス）として組み立てられるべきでしょう。そのことを明らかにしているのが、保健サービス事業の経験です。セルビア、ポーランド、アメリカ、カナダといった国々では、農村地域において協同組合的な保健センターが設立され、政府では対応できないニーズに応えようとしたしました。しかしこれらすべての国々で、それは結局、地方政府に引き継がれ、公的な機関となつたのです。なぜかと言えば、農村地域ではほかに住民の選択肢がないからです。つまり、組合員組織という考え方と、地域の住民全員を対象としなければならないということとの矛盾が生じるのです。全員を対象とする組合員組織なるものを運営することは不可能です。人びとが組合員になることを拒んだ場合でも、彼らには基本的な保健サービスを提供しないということはできないからです。それでは組合員組織という考え方方が弱められてしまします。これと対照的に都市部であれば、選択肢がたくさんあり、人びとは組合員にならないという選択

をすることも可能なのですから、保健協同組合の設立や活動が可能なのです。

かつては、発展途上国において協同組合が政府によって経済発展のための道具として使われ、組合員の利益が故意に無視された結果、協同組合が崩壊してしまうということもありました。その誤りを繰り返してはなりません。「公益に奉仕するのがもつともうまいくいのは、協同組合が組合員の利益に応えているとき」なのです。たとえばタンザニアでは、政府の援助でつくられたコーヒーと綿花の協同組合が、地域の住民からは優秀な子どもが中学校に進学するための奨学金を供給してくれる機関だとみなされていました。なかには学校を実際に建てた協同組合もあったのです。ところがそうした協同組合は、農民たちに収穫物の代金を支払っていませんでした。経営陣はベンツの車を乗り回していましたから、組合員は自分たちは騙されているのだと感じていたのです。しかし現在では、彼らは第一になすべきことを行っています。それはつまり、組合員の作ったコーヒーのマーケティングをして、フェアトレード組織との連携を通じて利益を確保し、組合員に還元することです。現在再び組合は奨学金を支給するようになりました。しかし今度は、組合員に奉仕するということの副産物として、それを行っているのです。

最後に重要なことをもう一度言わせてください。「公益に奉仕することがもつともうまいくいのは、協同組合が組合員の利益に応えているときであり、そこでは協同組合は副産物としての公益に奉仕する」のです。

（杉本貴志訳）

## 争論・生協・協同組合における「共益」と「公益」

## 21世紀の協同組合にとって、 「公益」は「共益」の前提である

杉本 貴志  
(関西大学商学部教授)



●2012年も大詰めですが、この「国際協同組合年」の意義をどう考えますか？

なぜ国連総会が「国際協同組合年」を定めたのか、それをきちんと見てみることが協同組合陣営には求められている、というか、求められたのだと思います。生協や農協その他の協同組合は、はたしてそれを成し遂げることに成功しているでしょうか。あらためてちゃんと見てみれば、国際協同組合年というのは不思議な国際年だということに気がつきます。

たとえば「国際人権年」とか「国際環境年」とかいうのであれば、すべての人類にかかわってくる大事な問題ですから、違和感はありません。「国際女性年」や「国際児童年」であっても、まぁ普通は抵抗なく受け入れられるでしょう。でも、協同組合のためにわざわざ国連が国際年を定めるというのは、どういうことなのでしょうか。協同組合というのはメンバーシップ、会員制の組織です。これにかかわる人々は、人類の中の一部でしかない。そんな特定の一組織のために国際年ができるなどということは、通常では考えられないことではないでしょうか。組合員組織である協同組合のことを、なぜわざわざ名指して、2012年をそれについての特別な国際年とすることが決議されたのか、ということです。

もちろんその理由のひとつとして、協同組合の世界的発展をあげることができるで

しょう。国際協同組合同盟（ICA）は世界でも最大の団体で、傘下組合員は総計すると10億人を超えるそうですから、そのなかにダブルカウント、トリプルカウントがたくさんあるとしても、これはもはや一部の少数の人たちの集まりとは言えない。国連としても、これだけの規模の組織・運動を無視することはできない。そういうこともあるとは思います。

でも、規模だけが問題だというのなら、たとえばコンピュータのOSとしてWindowsを使っている人だって、ひょっとしたら協同組合の組合員になっている人に匹敵するくらい、世界中に大勢いるでしょう。だからといって、国際ウィンドウズ年なんていうのを国連が定めるとはちょっとしません。世界最大のスーパーマーケット・チェーンはアメリカ発のウォルマートで、アメリカ国内の小売市場を席捲しただけではなく、世界中に店舗を展開し、日本にも西友のブランドで進出しています。これがどんどん発展・拡大して、その顧客が10億人となったとしても、国際ウォルマート年が制定され、国連がウォルマートの発展のために世界各国の政府に勧告をするなどということは、どう考えてもあり得ないことです。

ところが、協同組合については、それが実際になされたし、それに対して、すくなくとも協同組合のことを理解している人であれば、そんなに違和感はないはずです。

これはどういうことなのでしょうか。

それはつまり、生協は会員制のスーパーマーケットではない、ということです。協同組合は、営利企業以上に、公共の組織という性格が強いものなのです。協同組合は一部の人々だけのものではなく、公共の存在、みんなに役立つものだから、国連はそれをきちんと評価してくれて、国際年を定めた、ということです。そのことをきちんと受け止めないと、なんだか褒められちゃったけど、とくに2012年にやることは何もない…ということで、記念行事か何かでお茶を過ごして国際年も終わり、ということになりかねません。実際にそうはなっていないことを祈りますが、協同組合に関わっている方々の想像以上に、協同組合が公的な役割を果たすことに対する期待は大きいのです。

●公的な役割を果たすということは、「公益」を追求するということでしょうか。協同組合は組合員組織であるのに、なぜ自治体や政府のような役割を負わされるのか。組合員のためには頑張るけれども、それ以上のことを一事業体に期待されても困る、という声もあり得るのではないでしょうか。

いうまでもなく協同組合は組合員組織ですから、まず組合員のことを考えるというのは当然です。組合員が抱く願いをかなえることを「共益」の追求といい、それを超える公共の利益、社会全体の幸福を考えることを「公益」の追求と呼ぶならば、共益を第一に考えない協同組合なんて、あり得ないでしょう。

しかし、それでは、共益を追求するのが協同組合の本分であり、それ以上の公益の追求は余裕があれば行えばいい、ということになるのでしょうか。生協としては、公

益というのは、共益をまず達成してから考えればいいのであって、主たる目標・役割ではないのだ、と考えていいのでしょうか。

まずは組合員の利益をしっかり追求して確保することが大切で、公益なんていうのはそのあとのことだ、というのは非常にわかりやすい、耳に入りやすい理屈です。あまり意識はしていないけれども、言われてみればその通りだと同意する方が、協同組合の関係者にも大勢いらっしゃるのではないかと想像します。

しかし私は、この俗耳に入りやすい理屈を克服することから、新しい協同組合のあり方、生協の新たな可能性が開けると思っていますので、まずはこの考え方のどこが問題なのか、あえて極端な例をあげて反論してみたいと思います。消費者によってつくられた生活協同組合が、公益はしばらく棚上げしておいて、まずは共益だけを追求する。それはどういうことでしょうか。

消費者にとって、当面の利益・関心は何かといえば、何といっても「よりよいものをより安く」です。同じ品質ならば、より安い商品を選ぶというのが当然です。消費者の協同組合として、生協が低価格を追求するのは理にかなったことというべきでしょう。しかし、それだけを求めていたらどういうことになるでしょうか。

チョコレートを例にあげます。150円のチョコよりも100円のほうがいい。それはそうだろうけれども、では、そのチョコの原料であるカカオ豆はどうやって作られているのか。ガーナなどのカカオ農園で、日本だと小学生のような子どもたちが、学校にも行かせもらはず、1日中カカオの木に登って豆をとっている。それが終われば雑草刈りです。字も読めず、算数も全くできないで、カカオ農園に縛りつけられて大抵は20歳になるまでに一生を終える。そ

いう児童奴隸というべき子どもたちによって多くのカカオ豆はつくられています。だから品質はいいのかもしれないけれども、とても安い価格で先進国の消費者はチョコレートを買うことができる。日本に生まれれば、子どもだってチョコレートを買えるのです。しかしそれを生産しているカカオ農園の子どもたちは、一生チョコレートという食べ物を見ることさえできません。

こんなチョコを売ること、そのチョコの安さを求めることが、消費者の協同組合の役割・使命なのでしょうか。

ヨーロッパ諸国の生協は、これをきっぱり拒絶しています。イギリスでは、もはやそうしたカカオ豆を普通の輸入ルートから手に入れて作ったチョコレートは一切販売していません。あまりにひど過ぎるというので、生産現場をチェックし、生産者の生活や人権を配慮して、特別の価格を払って特別のルートで輸入したカカオ豆からつくったチョコレート、すなわちフェアトレード・チョコレートしか扱っていないのです。バナナなど他の产品についても、次々に全品をフェアトレード製品に切り替えていました。イスの生協も同様です。

そしてイギリスでは、大手デパートであるマックス&スペンサー やお馴染みのスター バックスコーヒーなどがこうした動きに影響されて、茶やコーヒーなど、途上国から輸入するものはできる限りフェアトレード製品にしようと切り替えているのです。

こうした動向に対して、日本では一部の生協が頑張っているけれども、欧米に比べてフェアトレードの発展が著しく遅れないと指摘されます。日本人のフェアトレード製品の購入額はイス人の1000分の1くらいにしかならないのです。私はフェアトレードで南北問題がすべて解決するとは思いませんし、フェアトレードを批判する方々

の言い分にも一理はあると思いますが、それでも、いくら何でも先進国の中でこの状態はひどいんじゃないかと感じます。すくなくとも、南北問題や児童労働の問題、あるいは第三世界の環境破壊の問題を消費者と社会に提起するという意味で、フェアトレードは大きな意義を持っていると考えています。

生協はまずは上質で安いものを売ればいいんだ、他のことを考える必要はない。フェアトレード製品みたいなものは、そのあとで、余裕ができてから考えよう、ということでいいのでしょうか。

そもそも、子どもたちが奴隸のように扱われて出来ている商品だということをちゃんと伝えて、知つもらつたら、そんなふうにしてできたチョコレートを日本の消費者は喜んで買うでしょうか。ましてや生協の組合員だったら、生協がそんなものを積極的に輸入して買うことに抵抗を感じる人も多いのではないかと思う。詳しい情報を得ても、そんなことはわれわれ消費者には関係ないと言って、児童奴隸を酷使する農園のチョコやココアとか、マングローブの森を破壊して生態系と現地の人たちの健康を蝕みながら収穫されたエビだとを喜んで買う人のほうが、むしろ少数派ではないでしょうか。

●ということは、生協における「公益」と「共益」との関係をどう整理すべきなのでしょうか。

まずは組合員の利益=「共益」を確保して、それができたら次に「公益」を考えるというのは、常識的でわかりやすい言い方ですけれども、むしろそれを逆転させて考えたほうがいいと思います。「共益が先、公益があと」ではなくて、「公益が先、共

益がある」とです。

こんなことをいうと、何を言っているのかと呆れられるかもしれません、言いたいことはむしろ常識のことです。つまり、すくなくとも協同組合のような組織・運動にとっては、「公益は当然の前提であり、公益に反することは最初から選択肢に入らない」ということです。

どんなエビを、どこから仕入れて組合員に提供するのか。それを考えるときに、非営利の事業体という社会的存在であり、営利企業以上の社会的責任を当然期待される協同組合として、現地の環境を大きく傷つけたり、生産者の社会や生活を破壊したりするような生産・収穫方法でもたらされたエビはそもそも問題外であって、最初から候補から除外される。つまり、公益に反するようなものは、たとえ品質自体は良くて価格が安かったりしても、検討の対象外である。そうではないもののなかから、組合員にとって一番いいものを提供する、言い換えれば共益を図る。こう考えるべきじゃないかということです。

抽象的に「公益が前提である」というと、「苦しい経営の中でそんなことまで考慮できない」と言われるかもしれません、特別なことを要求しているわけではありません。「コンプライアンス（法令等の遵守）+協同組合として当然要求される社会的責任」に反したことはやってはいけない、といっているだけです。そもそも、生協など協同組合の場合、公益と共益とを対立させて考える必要は、ほとんどの場合、ないのです。生協では多くの場合、共益と公益は一致します。日本の生協が大切にしている「食の安心・安全」の追求は、組合員の共益であるとともに、日本社会全体の公益でもあるでしょう。投資家や投機家のメンバー組織であれば、共益と公益がしばしば対立

するかもしれません、協同組合の場合はそういうことはむしろ稀なのです。

それでも、「共益だけでなく公益ということをきちんとと考えなければいけない」「協同組合にとって、それは共益に先立つ前提だ」ということをあえて強調するのは、そういうことを確認しておかないと、共益を追求していたはずだったのに、ときとしてそれがいつのまにかヘンな方向に行ってしまうことがあるからです。

「組合員のために一所懸命やった」「消費者の利益だけを考えていた」ということが、いつのまにか、「品質が同等なら、可能な限り安いほうがいい」となり、それがさらに「安さをもたらすのであれば何をやってもいい」となってしまったり、「組合員の満足度を測るもっともすぐれたバロメーターは売上高だ」となって、それ以外のことは雑事のように全く目に入らなくなったりしてはいけない。だから、「共益」の前提には「公益」というものがあるのだということを常に意識して、これは消費者の利益に適うというだけでなく社会全体の利益にもなることなのだろうかと常に再確認する必要があると思うのです。

それをせずに、「まずは共益の追求だ、公益は後回しだ」ということで行動した結果が、下請けいじめであったり、生産者からの生協不信であったりしてはいないか、考えなければならないのではないかと思うのか。

営利企業も進歩してきました。いまどき経営者の利益だけを考えて行動する企業など、到底生き残れないという時代です。当然、株主の利益を考えることが要請されるし、それを確保するためにも、企業にとってはお客様が第一なのだということがいわれます。でも、利潤を追求しなければならない企業は、所詮そこまでの存在でしょう。

しかし非営利・協同の生協には、それ以上のことが期待されるし、その期待に応えることは、きびしい競争環境のなかでも十分可能だろうと私は考えます。なぜなら、それが事業体にとって一番大事なこと、すなわち「おのれの強み」を生かすことに他ならないからです。ライバルに伍すためには、自分の一番いいところを存分に発揮しなければいけません。

ある高名な協同組合論の先生が、生協の幹部に「フェアトレード製品は売らないのですか」と尋ねたら、「そういうものは売れないから置きません」と言われたと憤慨されていました。その時の状況がわかりませんし、個々の生協がどういう品揃えをするかはそれぞれ方針があると思うので、一概にいい、悪いは言えないと思いますが、もしその生協の方が文字通りそういうふうに考えているとしたら、生協の運動家としてというよりも、ビジネスマンとして失格だと思います。

生協の外の世界でも、途上国を支援しようというミネラルウォーターなど、大人気となった寄付金付き商品が山のようにあります。なぜ安いどころか逆の方向を向いた商品に消費者が飛びつくのでしょうか。生協でいえば、東日本大震災での東北支援であるとか、低公害トラックの配送車への大量導入であるとか、わずかな組合員しかいない山間部への移動販売車の派遣であるとか、大多数の消費者組合員にとっての直接的な金銭的利益にはならないことに生協があえて取り組むことに対して、これだけ生活が苦しくなっている現在でも、文句を言う組合員はほとんどいないでしょう。それどころか、こうした取り組みが、これこそ生協だと大きな支持を受けて、歓迎されています。

21世紀を生きる現在の日本人とは、ある

いは現代日本の生協の組合員とは、そういう人たちなのです。京都生協の「さくらこめたまご\*」のヒットは、売れないんじゃなくて、ちゃんと売れるように丁寧に説明しないからダメなんだということを示すものではないでしょうか。

※ 耕作放棄地の回復や自給率の向上を目指して飼料米で育てた鶏が産んだ卵。京都生協ではそれを詳しく組合員に説明した上で、1個あたり1円の「応援金」を上乗せし、他の卵より1パック10円高く販売した結果、人気商品となった。

## 特集

# 国際協同組合年なう。 「協同組合の10年」を見据えて

失望の声も聞かれる。こんなものだと思っていたという、あきらめの声もある。2012年、すなわち国連総会が定めた「国際協同組合年」がまもなく暮れようとしている。しかし、生協をはじめ日本の協同組合陣営は、達成感には程遠い状況にあるというのが率直なところだろう。

この1年で協同組合に対する世間の理解が少しでも進んだだろうか。自分たちの運動のなかに若い世代を積極的に呼び込むことに、日本のどこかの協同組合が成功しただろうか。もっと何かできなかつたのだろうか。なぜ何もできなかつたのだろうか。そんな思いばかりが募るのである。

目前の業務に追われる現場からは、所詮は他人事、東京で偉いさん達が何か建て前を言っているだけでしょ、何もやらないわけにはいかないから形だけ儀式を開いて終わりですよ、と素っ気ない反応も返ってくる国際年だが、ちょっと待ってほしい。

それでも、何か得られたものはあったのではないか。地域に何かが芽生えた例だって、探せばきっとあるはずだ。また、思うようにいかなかったとしても、それがあらためて確認できただけでも半歩前進と言えるのではないか。

何より、国際年はまだ終わっていないのである。そして年が明けても、来年からの10年を「協同組合の10年」とすることを国際協同組合同盟（ICA）は宣言している。

だからわれわれは、誰にも通じないような、建て前の、お仕着せの言葉ではなく、若者にも通じる言葉で、今この時期にあえて言おう。「国際協同組合年なう。」協同組合の年は、これからである。

杉本貴志（関西大学教授）

## 特集1 世界は国際年をどう迎えたのか

国際協同組合年を迎えて、世界各国の協同組合関係者と協同組合研究者はさまざまな会合・行事を開催した。ここではそのなかでも最も大規模な催しとなった、10月29日から11月2日に英国・マンチェスターで開催された「団結する協同組合（Co-operatives United）」の模様をレポートしよう。国際協同組合同盟（ICA）とイギリスの全国連合会（Co-operative UK）との主催によるこの催しは、ICA総会のほか、協同組合エキスポ、各種ワークショップ、映画上映会等々、多彩な内容で、全世界から753の協同組合が参加、参加者は計1万1300人に達したという。以下では、世界中から集まった協同組合関係者と、それを迎えたイギリスの関係者がいかにこの国際年記念行事を展開したか、写真入りで紹介する。今後日本の協同組合が「協同組合の10年」において何ができるのか、あるいは何をしなければいけないのか、このイベントは多くのことを示唆しているように思われる。

なお、このほかに各国で開催された国際研究会議などの情報は、折にふれて本誌次号以下で取り上げたいと考えている。

### Co-operatives United に 参加して

杉本 貴志（関西大学商学部教授）

#### 概要

「団結する協同組合は、世界のあらゆる地域の協同組合が集まった、協同組合界におけるここ数十年で最大のイベントでした。それは国際協同組合年の頂点にふさわしいものがありました。」

このポール・グリーンICA会長の評価にあるように、5日間の一連の行事は、ともすれば儀式的な、機械的に日程を消化するだけとなりがちな大規模国際行事の通例とは異なって、実に実り多く、参加者を魅了する催しだったと筆者は感じている。参加前は、参加費だけでも485ポンド（約6万円）。展示を見るだけなら無料で、すべての

会議に参加するための費用）ということで、なんと高価な催しなのかと正直あきれかえったものだが、現在では、交通費や宿泊費を合わせて数十万円の支出を強いられたにもかかわらず、それでも参加して本当によかったと感じている。個人的に、これほど充実した催しはこれまで経験したことがないと言っていいと思っているが、同行した学生も、初めての国際集会への参加であるにもかかわらず、この行事に非常に感動し、有益に感じていたようである。客観的に見ても、規模だけでなく内容において、これはまさに国際年の頂点に位置づけられる行事だったといえるだろう。

一応、協同組合のことを専門のテーマと



主会場となったマン彻スター・セントラル

している身であるが、「へえ、協同組合ってすごいんだ…」と会場で思わず門外漢のような感想を抱いてしまった筆者であった。

## 各種会議

このイベントのひとつの柱は、ICAやイギリスの協同組合運動による、大小さまざまな各種会議である。紙幅の制限があるから、型どおりの来賓や演者、プログラムの細かな紹介は別に譲ることとして、オープニング・セレモニー、ICA特別総会、ジェンダーフォーラム、協同組合コングレス、価値と原則の会議、フェアトレード会議、閉会イベントと続いた諸会議の中で、私的に印象強かったことだけを述べることにするが、開会式における国連食糧農業機関の Graziano da Silva 事務総長による「協同組合運動にノーベル平和賞を」という祝辞は、ある程度はお世辞や儀礼も含まれて

いるのだろうけれども、それでも協同組合運動の第三世界における影響力の強さを再認識させるものだった。どうやら本気でノーベル賞に推薦しようと考えているようなので、ひょっとしたら数年後、そんなニュースが世界を駆けまわるかもしれない。

また、伝統の協同組合コンгресスや閉会イベントで、各国の協同組合運動の重鎮と並んで壇上にひとりの若い女性の姿がある



シンガポール協同組合連合会代表、  
ICA会長とクリスティン・クリスティアン  
(バンク・トランスファー運動創始者)



銀行から協同組合へと訴えるクリスティアン

のが印象的だった。まだ20代の若い女性が大規模な集会で中心的なゲストのひとりとなることなど、日本の協同組合運動ではなかなか考えられないことではないかと思うが、この女性は Kristen Chiritian、アメリカで巨大金融資本、大手銀行の横暴に抗議して、こうした銀行の預金口座を解約して協同組合の口座に預け替えようと立ち上がり、「バンク・トランسفر（銀行口

座を移そう）」運動を組織して、アメリカ社会を大きく動かした人物である。世界中の協同組合関係者が集まる集会に、壇上に並ぶ数名の一人としてこういう女性を招き、その体験談を語ってもらうという演出の中に、グリーン会長ほかICAやイギリス協同組合運動が協同組合をどう考えているのか、何を世界にアピールしたいのか、その意図を感じることができよう。



国際協同組合年の旗が  
エベレストの山頂にも掲げられたという報告



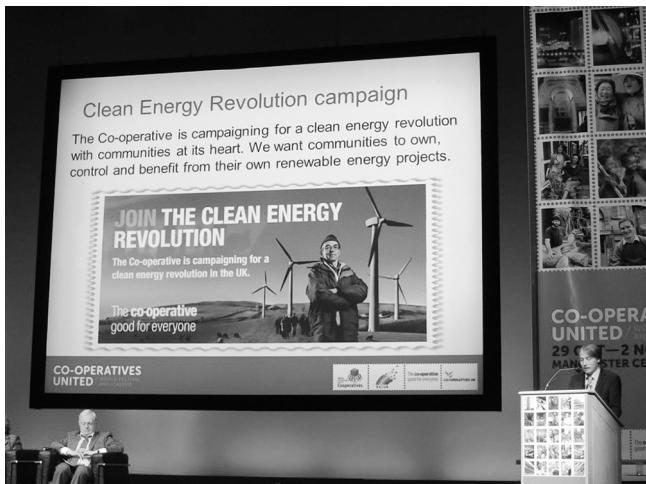
閉会イベント

また、価値と原則の会議は、イギリス協同組合運動における組合員活動フォーラムというべきものであるが、これに参加してみれば、日本の生協とは違って単なるスーパー・マーケットではないかという印象を抱きがちなイギリス等ヨーロッパの協同組合においても、実は非常に熱心な活動が存在するのだということをあらためて認識させられる。今回はとくに風力発電等々エネルギー

関係の取り組みを生協が積極的に取り組んでいることが紹介されていたが、これはなかなか強力な運動ではないかと感じた。日本の生協では、組合員の集会といえば、そのほとんどが女性であるが、イギリスの場合は男女が半々、あるいはちょっと男性が多いくらいで、こうした集会での発言者はほとんどが男性である。これについてはいろいろ評価があり得るだろうが、「食の



韓国ブースでの韓国産コシヒカリのアピール



再生可能エネルギーの普及を訴える協同組合

「安心・安全」など身近な消費生活から問題提起することが多い日本の生協組合員とは対照的に、「食」の問題などには全く触れず、政治的・社会的问题に抽象的に斬り込んで協同組合運動の理想や大義を語る英國の組合員の姿は、なかなか興味深いものである。

大ホールで開催されるこうした大規模な会議のほかに、本イベントではテーマ別に多数のワークショップが開催されている。サッカーチームを協同組合方式で運営する方法について語るワークショップ、フェアトレードと生協を考えるワークショップ等々、3日間、5会場に分かれて100以上のワークショップが開催され、それぞれにおいて協同組合運動の研究や実践や交流が進んでいた。

## エキスポ

本イベントにおけるもう一つの柱が、協同組合の万国博覧会、コープ・エキスポである。

アジア地域からも、中国、韓国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、インド、イラン、パレスチナ、東チモールといった大国や小国が参加し、自組合のオリジナル商品等を展示しているのは見ているだけで楽しく、勉強になるが、ここで誰もが感じるのは、「なぜ日本は参加していないの?」ということだろう。事実、各国のベースで筆者が日本人だとわかると、そういうことを何度も言われた。おそらくは、参加料が高くて実利が少ない（別に日本の協同組合の製品・商品を外国に売り込んでもしょうがない）というような理由ではないのか想像するが、もしその想像が当たっていたとしたら、何とももったいないことだ、と感じざるを得ない。

いま日本は震災後の復興と、原子力発電所の事故で、世界から大きく注目されている。誰もが日本の協同組合からの報告が聞きたいだろう。福島や東北の農林漁業はこういう目にあったけれども今はこうだとか、生協はそれをどう支援しているとか、生産



協同組合スクールで体験学習

者の協同組合も消費者の協同組合も発信すべきではないのか。何より、各国の協同組合から日本は大きな支援を受けたはずである。そのお礼として、なぜ出展によって現状をアピールするという発想が出てこないのか、不思議に思う。前例がどうであろうと、日本の協同組合からそのような申し出をすれば大歓迎されるのに、と思わずにいられなかった。

また、もうひとつ強く感じたのは、このイベントが若い世代あるいは子どもたちのことを強く意識した企画となっていたことである。イギリスでは協同組合スクールが発展を遂げていることも反映しているのだろうが、会場内にも子供向けのコーナーが多数設けられ、一家で楽しめるイベントとなっているのである。ロッチデール以来、協同組合の命は教育だといわれるが、それをまさに体現した国際イベントとなっていることにも日本の協同組合関係者にはぜひ注目していただきたいと考えさせられた光景だった。

## 日本への教訓

そのほかにも、新装になったロッチデール博物館の見学など（24ページ参照）、さまざまなイベントが企画され、来場者に役立つ情報を提供しよう、彼らに楽しんでもらおうという努力がひしひしと感じられた5日間であったが、こうした多彩な内容のイベントを満喫した後、国際年における日本の状況を考えると、正直なところ、どうしてもいろいろな不満を抱いてしまう。

まず、ここまで大規模にはいかなくても、もっと各種協同組合が団結して取り組む一大イベントが当然企画されても良かったのではないかということである。日本で開催された各種行事でこのイベントに最も近いものは、11月に大宮市で開催された協同組合フェスティバルではないかと思うが、このフェスティバルはあくまで労働者協同組合が中心となったイベントであり、あれだけの催しを企画し、実行した労働者協同組合の方々の尽力は敬服に値するとしても、農協や生協など、強力な既存の各種協同組



巨大な絵本でロッチデールの勉強



会場内では各国のフェアトレード製品が  
大々的に展示され、販売されていた

合が組織として全面的に協同して成り立たせようとしたものではなかったように思う。

このすぐあと、11月末にはアジア太平洋地域のICA総会とそれに関連する各種会議が神戸で開かれたから、これをこの Co-operatives United のように、ICA総会に合わせた開かれた企画とすることも可能だったはずである。しかし、そのようなことは全く議論されなかったようであり、各種会合はいつものように関係者だけの内輪のものとして開催されたようである。

「ようである」というのは、実際にどのようなものであったのか、地元関西で開催されたにもかかわらず、くらしと協同の研究所にはこれに関する情報が全く何も届いていないからであり、各種会議の中には、いつもは論文の募集や参加の受付がホームページ等で行われ、大学の研究者等にもオープンに開かれている研究フォーラムがあったはずだが、この研究フォーラムに関する情報も、少なくとも筆者の周辺には全く届いていない。いったいどのようなテーマで開催されたのか、いつどのように論文発表の受付がなされたのか、どうすればこのフォー

ラムに参加できるのか、ホームページ等を検索しても全く情報は得られないである。協同組合研究の最新情報に最も詳しいと思われる東京の研究者に「あれはどうだったのですか」と尋ねてみたが、その方も何もご存じなかったから、筆者とその周辺だけが情報を見落としていたというわけでもないようである。せっかく協同組合研究に関する学会や研究会が多数組織され、協同組合研究を使命とする研究所も多数設立されているというのに、その総力を結集するような体制が国際年に組めなかったのは実にもったいないことだというのは、筆者個人だけの感想ではないと思う。

これから日本の協同組合研究を考えなければならぬ大きな課題ではないだろうか。

## ロッチデール公正先駆者組合記念館の改裝 —新たな歴史の始まり—

国際協同組合年である今年の秋、ロッチデール公正先駆者組合記念館がリニューアル・オープンした。マンチェスターの北東にある隣町ロッチデール、トードレンにその記念館は建っている。

改装によって、店舗の建物に接続する螺旋階段とエレベーターが取り付けられた棟が新たに建設された。足の不自由な人や高齢者など、どのような人であっても館内を気軽に見学できるよう、工夫が施されたようだ。

建物のエントランスを通過するとまず迎えてくれるのが、先駆者組合の店舗内を模した売り場である。バターやオートミール、計量器などが設置されており、1844年の開店当時の様子が再現されている。さらに奥の部屋へと進めば、協同組合の歴史が綴られた展示物が並んでいる。静的な展示物に留まらず、豊富な知識を有した3名のガイド職員による説明やムービー上映なども行われているため、飽きることなく館内を見学することができるであろう。

2012年、協同組合は1つの岐路に辿りついた。ロッチデール公正先駆者組合から始まった現在の協同組合は、今後、時代の変化に伴って方向性を見直していくなければならない。そのことを明示しているのが、ICAマンチェスター臨時総会で打ち出された『2020年の挑戦』の計画案である。協同組合が今後どのような歴



史を刻み、そのレコードとして記念館に残されていくのか、見守っていきたいところである。

（関西大学大学院 堀江智子）

## 特集2 都道府県の動き

生協に限らず、日本の各種協同組合は都道府県単位で活動し、連合会をつくっていることから、国際協同組合年への取り組みも、全国レベルの行事のほかに、都道府県単位で企画されることが多かった。これまで生協と農協との交流が全くなかったという府県もあれば、産直その他で異種協同組合間の密接なつながりがすでに存在していた県もある。したがって国際年を受け止めるにあたっても、そのあり方は地方によって大きく異なっていたが、ここでは広島と福岡という、おそらくはもっとも有効にこの機会を利用した2つの県における国際協同組合年の迎え方を見てみよう。「協同組合の10年」をいかに迎えるべきか、学ぶべき点が多い。

**協同組合間連携による  
地域の協同の発展のために  
—国際協同組合年ひろしま実行委員会の取り組み—**

田中 秀樹（国際協同組合年ひろしま実行委員会代表・広島大学）

### 協同組合間の連携を広げ深める

国際協同組合年が過ぎようとしています。協同組合について広く知ってもらうことが協同組合年のひとつの目的ですが、同時に、協同組合間の連携をさらに前進させることも重要な目的だと思います。全国的にも、協同組合年を契機に協同組合同士の連携が多様に進められようとしています。

広島はこうした協同組合間連携の先進県のひとつだと思います。すでに広島県協同組合連絡協議会（HJC；農協・生協・漁協・森組の県連合会で構成、1984年発足）を中心に協同組合間連携の長い積み上げがあり、協同による地産地消の取り組み、協同組合の枠を越えた職員教育などを行って参りました。トップだけでなく中堅職員レベルでもお互いの顔を知り合える関係がつくれられてきたのが広島の協同組合運動の財産となっています。

広島では、この国際協同組合年を契機に、連携の枠をさらに「広げ」「深める」ことをめざしました。国際協同組合年を契機に、広島の協同組合間連携をさらに一步進めようと考えたのです。

まず連携の枠を「広げる」ために、実行

委員会をHJCなど協同組合組織にとどめず協同に関わる諸団体に広げました。具体的には、県社協、NPOセンター、中国新聞、労協、集落法人連絡協議会などに実行委員会に加わってもらいました。2010年12月から設立準備を始め、実行委員会結成は11年4月です。その年の7月にキックオフ大会を開き、後述の4研究会がスタートしました。翌12年の3月に4研究会の中間報告会を開催し、7月に記念大会において内橋克人氏の講演と4研究会のまとめを行っております。

連携の質を「深める」ために、全体テーマを「協同と地域コミュニティの再生」、すなわち「地域の協同」に据え、それを具体化した4テーマごとの研究会を設置し、研究会ごとに参加団体の交流を深め、研究会としてアクションプランを提起しました。アクションプランは12年7月の国際協同組合年ひろしま記念大会の会場で発表されております。このアクションプランは研究会ごとの事務局団体の責任で参加団体が協同で取り組むことになっており、その実行が今後の課題です。

## 協同による地域コミュニティの再生に向けて －FEC自給圏と平和－

さて、このように4つの研究会として参加団体間の交流を深め、地域で協同で実行できるアクションプランを取りまとめたことが国際協同組合年の具体的な広島の成果です。4研究会とは、正式には3分科会1特別研究会であり、3つの分科会、①「食料自給に地域で取り組む」、②「環境・森林保全に向けエネルギー自給に地域で取り組む」、③「つながり（福祉）を地域で築

く」と、1研究会④「平和に向けて地域で取り組む」です。いずれの研究会も「地域の協同」を主軸においており、また、食料・エネルギー・福祉の地域自給は、まさに内橋氏のFEC自給構想の広島における具體化です。FEC自給圏は、食料自給とエネルギー自給、福祉の手づくり自給という3つの分野がばらばらなのではなく、地域づくりとしてまとめてとらえる必要を提起しており、そのことが全体テーマとして「協同と地域コミュニティの再生」をおいた理由です。3つの分野の展開は地域づくりにつながり、地域コミュニティの再生に結びつくと思われます。

広島はFECの3つに、さらに平和の研究会を加えました。平和は人々がお互いのことを理解し合い、相互理解を深めることによってこそ実現できます。政府や財界は新自由主義の政策を進めてきておりますが、新自由主義は人々の競争をあおり、自己責任を求め、孤立とばらばらな社会、まさに無縁社会につながりました。競争は暴力や紛争につながるのに対し、協同は人々の相互理解を深め、平和につながります。協同組合運動の協同の取り組みは平和なくらしにつながります。

ひろしま実行委員会は、こうした4つの分野での協同を通して、「協同による地域コミュニティの再生」、地域づくりに貢献したいと願いました。地域こそが私たちの暮らしの場であり、そこでの協同の関係、人々の相互の理解と絆を強めることこそが協同組合運動の最も大切な課題だらうと思われます。ちなみに、協同組合の旗は虹の旗ですが、虹は「多様な人々の存在とその協同」を象徴しているそうです。

また、協同組合運動の発展は地域の協同によってこそ保障されるものだと思います。協同組合運動は地域に密着しうる組織であ

り、地域から離れては協同組合運動の未来はないと思います。

## 地域の協同を進めるアクションプラン

さて、4つの研究会から提起された具体的なアクションプランの内容を最後に紹介しておきたいと思います。4つの研究会ごとの参加組織も含めて紹介します。

第1分科会「食料自給に地域で取り組む」は農協中央会と県漁連が事務局を担い、NPOふぞろいプロジェクト、生協ひろしま、漁業青年連絡協議会の5団体が参加しています。アクションプランとしては、①産直市を拠点とした地産地消の展開、②地元農畜水産物の学校給食への積極的提供、③生産拡大、④地域版地産地消ネットワークの構築の4課題が提起されました。①～③課題は従来、各団体で行ってきたものの延長線上にあり、できるだけ参加団体間の横の連携を模索することにポイントがありますが、④の課題は具体的な地域で地産地消のネットワークを組み立てることを目標としており、モデル地域の選定も含め今後どのように展開するかが注目できます。また、他の分科会も同様ですが、分科会参加団体で一緒に先進地・事例の観察も行っており、交流と一緒に課題を模索した経験がとても大切だと思います。

第2分科会「環境・森林保全に向けエネルギー自給に地域で取り組む」は県森林組合連合会が事務局で、NPO法人INE OASA（いいね おおあさ）、県環境保健協会、生協ひろしま、備北森林組合、県生協連、内水面漁協連合会、農協中央会が構成団体で、ワーカーズ・コープと協同総合研究所がオブザーバー参加しました。参加団体で真庭

市や飯田市などの先進地や県内小水力発電の現状などを視察するとともに、研究会を重ね、森林保全と自然エネルギーの2つについてアクションプログラムをまとめております。森林保全に関しては、①漁連や森連の森づくりから「HJC（広島県協同組合連絡協議会）の森づくり」へと広げるなかで「森づくり」を進め、②そこでの県産材の活用を目指し、「住まいのセミナー」を発展させること、の2つを提起しました。自然エネルギーについては、HJCと広島連塾Sus☆テラス、ワーカーズ・コープで「自然エネルギー普及研究会」を発足させ、具体的な地域（世羅町が候補としてあがっておりまます）での自然エネルギー活用の地域ビジョンづくりを進めると共に、協同組合によるエネルギー事業の可能性の検討もうたっています。

第3分科会「つながり（福祉）を地域で築く」は県生協連が事務局となり、生協ひろしま、NPO法人もちもちの木、県社協、小規模多機能ワーカーズ・ぱーちぇ、労協センター事業団、広島医療生協、中央保健生協、農協中央会が参加しました。この分科会では、まず各団体の取り組みを紹介し合い交流することから始め、具体的な地域の暮らしの実態のポイント調査を協同で行い、また非営利組織としての介護サービスの意義について学習しました。アクションプランは、①地域の生活課題解決に向け協同組合・非営利組織としての取り組みを強め、相互に計画や実践交流などを行う、②各介護事業所ごとに地域での関わりを広げる、③地域課題・ニーズ把握に向け「地域懇談会」を協同で開催する、④これらの課題推進のため定期的な実践交流の会合を継続する、の4つです。相互の横の連携が一層進み、具体的な地域のネットワークが生まれることが期待されます。

特別研究会「平和に向けて地域で取り組む」は県生協連が事務局で、NGOひろしま、ひろしまNPOセンターが参加団体です。この研究会の役割は、特に生協で活発に行われてきた平和活動への参加を、HJCメンバーを始め広く呼びかけ、「ヒロシマに学ぶ」取り組みを広げることになりました。アクションプランも、①協同組合間で平和行事にお互いに参加し合い、②行政とNPOとの連携を進め、③フェアトレードを推進させよう、と提起されました。また、各分科会で提起されたアクションプランにより地域の協同が進むことがまさに平和な暮らしにつながるのであり、「ヒロシマに学び」ながら地域の協同を進めるということがこの特別研究会の位置づけだと思います。

## アクションプランの実現が今後の課題

こうした内容が7月の記念大会で分科会ごとに発表されました。分科会・研究会として1年間の取り組みは、交流自体も大切な経験でしたし、共通の目標に向かってアクションプランが提起されたことで連携の質が大きく深まったものと思います。ここまで具体的に協同組合間連携の取り組みを具体的な地域を対象に提起したものは全国でも数少ないのでしょうか？

地域の中に孤立や競争ではなく協同をひろめること、暮らしやすい豊かな地域をつくること、そのために各協同組合や非営利組織が協力しあうこと、それが広島の国際協同組合年の取り組みであり、その方向性がアクションプランとして提起されました。その課題を前進させることがこれからの広島の取り組みです。暮らしやすく豊かな地

域を実現するために、地域に協同を蓄積することをめざし、協同組合・非営利組織間の連携をさらに一層広げ深めたいと思います。



演壇で挨拶をする実行委員長（筆者）



会場風景



分科会風景

**国際協同組合年  
IYC福岡の取組経過とこれからの方針**

**横川 洋**

(IYC福岡実行委員会代表・九州共立大学経済学部)

## 2011年3月16日 実行委員会の立上げと実行委員会の活動方針

IYC福岡実行委員会幹事会は、全国委員会幹事会の要請を受け、JA福岡中央会及び県生協連を事務局に、従前の「福岡県協同組合間連携協議会」8団体（福岡県生協連、福岡県漁協連、福岡県森林組合連合会、福岡県農協中央会、福岡県信連、全農福岡県本部、全共連福岡県本部、福岡県酪連。平成7年4月に規約を制定）に加え、エフコープ生協とグリーンコープ生協ふくおかを加えた10団体で幹事団体を構成することとし、8団体で設立準備会議を立ち上げ、1月から3回の設立準備会議で協議のうち実行委員会発足の合意に達した。協同組合団体代表者・関係者・研究者・マスコミ関係者等に広く呼びかけ、95人の実行委員で2011年（平成23年）3月16日に、全国でも最も早く実行委員会を立ち上げた。実行委員会代表に横川（IYC全国実行委員）、副代表にJA福岡中央会嶋田一義会長（当時。現在は松尾照和会長）及び県生協連の宮崎正義会長が、監事にJA福岡信連の権藤恭広常任監事が就任した。

実行委員会幹事会は活動方針として、①協同組合懸賞論文の募集、②協同組合講座の開催、③IYC福岡記念講演、④IYC福岡記念フォーラムの4本柱を立てた。

以下、経過を追って報告する。

### 2011年～12年11月の取組み

#### 1) プレ講演会開催

九州大学に招へいされていたドイツ・ホーエンハイム大学協同組合研究施設長ドールシッツ教授の講演会「協同組合の新しい設立と将来展望—ドイツのいくつかの分野事



例から」を2011年2月7日に設立準備会主催で開催した。2006年の法改正もきっかけとなって統一協同組合法制下で新しい分野の協同組合が設立されているという事例報告をいただいた。参加者は幹事団体内での対応にとどまったが、講演原稿は横川訳により増田佳昭編『大転換期の総合JA—多様性の時代における制度的課題と戦略』家の光協会、2011年の第8章として公刊された。

## 2) 協同組合懸賞論文の募集

若手研究者の発掘と協同組合実践事例の報告を狙い「協同組合の今日的課題及び事業・組合員活動における実践的な研究」「新たな協同組合の将来可能性」「協同組合の組合員組織のあり方」のテーマで研究論文を、「協同組合、協同組織（NPOを含む）による協同活動の実践報告」で実践報告を募集することとした。大学院生、学生からの応募を期待したが、研究論文3編が組合役職員から、実践報告としてJA福岡中央会主催の経営幹部養成講座の23年度受講者の修了論文27件の応募があった。

## 3) 協同組合講座開催

協同組合の意義等について協同組合関係者自身が改めて確信を持つと共に、県民の協同組合の認知度向上を目的に実施したものであるが、なによりも従前の「福岡県協同組合間連携協議会」が中断したことを反省し、役職員が相互に理解し合えばおのずと連携事業が再開し新たな発展を見るに違いない、という考えに立って、この機会に各種協同組合役職員間の相互理解を深めることを期待したものである。

第1回は現在の協同組合原則の起草に関わった貴重な経験を持つおられる東京農業大学白石正彦名誉教授を招き「協同組合

の歴史と役割—ICAの協同組合の定義・価値・原則との関連で」の講演会を開いた（2011年8月6日、参加者75名）。第2回はパネルディスカッション「協同組合（農林水産業）の現状と課題、そして夢、連帶方向について」、その後講座参加者を交えた討論（ワールドカフェ方式）「今後の協同組合連帶の可能性・方向性について」を実施した（2011年11月5日、参加者81名）。パネリストはJA福岡中央会林専務、福岡県森林組合連合会永末参事、福岡県漁連佐藤会長、福岡県生協連宮崎会長、コーディネーターはエフコープ生協梶浦理事長が勤めた。第3回は関西大学杉本貴志教授を招き「生協組合員の満足度を高めるにはなにが必要か—生協の歴史と現状から考える」の講演を、続いて第2回講座を引き継いだパネルディスカッション「協同組合の連帶の方向について」を開催した。パネリストには第2回講座パネリストに加えて、事業連携の実績を持つ全農福岡県本部波多江副本部長、グリーンコープ生協ふくおか宮崎常務理事、エフコープ生協梶浦理事長が参加し、コーディネーターを横川が勤めた。この講座は福岡県の消費協同組合研修会を兼ねた催しであった（2012年2月3日、参加者157名）。第4回は講座の総括的な位置づけとし、「協同組合憲章（草案）」の起草に参加された明治大学政治経済学部中川雄一郎教授を招き「協同組合の将来を展望するーシチズンシップと協同組合」と題した講演会を開催した（2012年4月7日、参加者196名）。特徴的なことは第2回のワールドカフェ方式による班別討議であった。この方式に取り組んだきっかけは「研修会などに参加して記憶に良く残っているのは懇親会で隣席になった人との会話だ」という幹事会での意見であった。9つのテーブルを用意し20分間1ラウンドで席を3回自由

に移動し、多様な会話と組合せの偶然性を楽しみ、生まれた意見、感想、質問などを付箋に書き込んで行った。隣席との対話をテーブルごとのホストの仕切りで実現したのがワールドカフェであったと思うし、残されたワード、フレーズの付箋集はまだ堀り尽くしていない宝の山である。

#### 4) IYC福岡記念式典・記念講演

記念講演会は全国実行委員会代表の内橋克人氏を招き開催した。内橋代表は「政治不在の下での協同組合の役割」の追求という課題を私達に示し、現在の協同組合を「使命共同体」と定義された。協同組合の運動と事業とが両立する場としてのF（食と農）E（再生可能な自然エネルギー）C（ケア、教育、コミュニティ再生）自給圏の形成という永年の持論を展開された。また、幹事会に対して協同組合の福岡モデルを形成するようにという宿題をいただいた。講演に先立ち記念式典が行われ、県知事祝辞（服部誠太郎副知事代読）と県議会議長祝辞（松本國寛議長ご本人）が述べられ、協同組合への期待と支援を表明された。県政の推進をはかるトップ2人が協同組合記念講演会に出席いただいたことは歴史的にも画期的なことと高く評価できる。

#### 5) 県行政への働きかけ

国連決議でIYCの第3目標に「協同組合の設立や発展につながる政策を定めるよう に政府や関係機関に働きかける」ことを定めていることから、全国段階における内閣官房長官への要望にならって、実行委員会での了解を受け幹事会事務局が県知事への要望書提出を目指したがまだ実現していない。しかし7月の記念式典での主催者あいさつのなかで、横川が要望事項に触れることで間接的に実行委員会の要望を公表する

ことができた。今後、協同組合間連携を具体的に進めていく過程で継続的な課題として取り組みたい。記念式典での祝辞は、県知事への要望書提出に関する県当局との協議のなかで、要望書にかわる対応として引き出したものである。

### 6) これまでの活動の推進体制

#### (1) 実行委員会活動

① 実行委員会：実行委員会は3回開催した。全員の参加は適わなかったが、多士済々のメンバーでの実行委員会構成は今後の運動に弾みを付ける有意義なものとなった。12月11日開催予定のIYC福岡記念フォーラムにおいて実行委員を対象に、今後の取り組みについての意見交換を行うことにしている。②幹事会：幹事会は、各行事に際し開催し10回を超える開催となり、各幹事間の交流を含め、緊密な連携がはかれ、今後の取り組みの土台となった。

#### (2) IYCの周知活動

限られた予算ではあったが、県独自のポスターを作成し、関係団体内ではIYCを周知するために有効であった。県実行委員会の公式ホームページをJA福岡中央会ホームページに立ち上げ、各行事等の周知について取り組んだ。また、実行委員でもあるNHKプラネット九州支社長の繁竹治顕氏及び西日本新聞佐藤弘編集委員の協力も得て、7月の記念講演のNHKテレビでの広報と西日本新聞でのイベント広報記事が実現できた。県行政への周知活動への協力要請は事務レベルでは依頼したものの、実現には至っていない。

### 今後の展開方向について

IYC福岡の取り組みは従前の「福岡県

協同組合間連携協議会」を実質的に再開されるとともに、新たな前進の第1歩となつたであろう。県民への認知度向上についての取り組みは不十分な面もあったが、協同組合の役職員内での協同組合への確信と連帶交流は一定程度深まったのではないだろうか。そこでIYC福岡が目標とした協同組合間連携の取り組みをさらに展開して行くために、現在の活動の一部の見直しをはかり継続していくべきであろう。

### 1) 県内協同組合間提携の継続発展

① IYC幹事会構成団体に3団体を新たに加えて「協同組合ふくおかネットワーク推進協議会」(略称；「協同組合ふくおか」(仮称))として再構築する(大学生協連、有明海漁連、労働者協同組合の3団体が加わる)。

② 「協同組合ふくおか」の活動費は当面(3か年)は現状どおりとし、連携を維持・発展するための課題を3か年で順次整理したうえで、平成28年度以降の事務局体制を含め、平成27年度に協議する。

③ 事務局を当面(3年間)はJA福岡中央会総務企画部署に置く。

### 2) 協同組合間提携の具体的事業への展開

#### ① 協同組合研修の統一開催

平成25年度から、協同組合論を県内協同組合の若手中堅職員を対象にJA福岡教育センターで実施する。

② 県内協同組合教育担当者会議の開催  
取り組みを企画実施する教育担当者会議を必要に応じて開催する。

③ IYCを記念した講演会及び交流懇親会の開催

7月第1土曜日の国際協同組合デーを境に、「協同組合ふくおか」主催で平成25年度より毎年、記念講演会及び交流懇親会を

実施する。

#### ④ 「福岡県協同組合促進懇話会(仮称)」の設立

「協同組合ふくおか」の活動を支える応援団として、IYC福岡実行委員会参加団体及び個人を含め、広く呼びかけ「福岡県協同組合促進懇話会(仮称)」を組織する。

### 3) 具体的協同組合間提携事業を踏まえた県行政への働きかけの継続

#### ① 協同組合促進条例の制定運動の実施

県行政施策のなかでの協同組合の位置づけを明確にしてもらう観点から、「福岡県協同組合促進条例」(仮称)の制定に向け、県議会に超党派による「福岡県協同組合促進議員連盟」の設置などを呼びかける。また、署名運動等も検討する。

#### ② 行政指導部署との連絡調整会議の開催

県行政の窓口である農林水産部及び新社会推進部等の担当部署と「協同組合ふくおか」幹事団体との連絡会議を年1回開催する。

#### ③ 協同組合発展に向けた県補助事業の新設

「協同組合ふくおか」の取り組み実績を背景に県の補助事業新設を要請していく。

## 若干の総括

IYC福岡の活動は、協同組合とは事業を通して理念を実現する存在である、という考えに立って推進してきた。2年弱の活動を通して見て来た点を箇条書きすれば、以下のようになる。

1) 連携の継続性を保証するものは協同組合研修である。このことは協同組合研修の統一開催(平成25年度から協同組合論を県

内協同組合の若手中堅職員を対象にJA福岡教育センターで実施) するという方針に示されている。

2) 連携の継続性を保証するもう一つのものは事業である。2年弱の事務局活動の結果、具体的事業に結びつける時期が来た。既に10年の実績がある全農ふくれんとエフコープ生協との連携事業に統いて、次の新たな事業の展開を望みたい。

#### 3) 連携事業の新たな展開の可能性

例えば、11月22日開催の第40回JA福岡県大会「JAグループ福岡中期方針」にも見られるように、

- JAの准組合員と生協組合員との人的オーバーラップやニーズ・願いの共通性からの展開(FやCの分野)

- 自然エネルギー開発(Eの分野)

- 仕事おこし(労働者協同組合や中小企業協同組合との連携など)

#### 4) 懸賞論文に見られる課題提起

陶山恵子「サードセクターとしての生協の可能性－生協の組織変革への道程」(研究論文)では、コングロマリット型多角化の道を高く評価し、足下のグリーンコープ生協ふくおかの事業展開も先進事例の一つとして取り上げている(最優秀賞)。また、本村公則「協同組合で働く意味－協同組合専門労働者論の確立に向けての概説的序論」(研究論文)では協同組合労働の現場から、「協働」の実感が持てる職場に改善すること及び仕事の評価の仕組みを協同組合的評価システムに作り上げることという問題提起がされている(優秀賞)。組合員からのアプローチと職員からのアプローチという両論文は、ともに福岡の現場で実践的に解決すべき(実践に移すべき)課題を提起していると評価できよう。

また、上村宣大「JA福岡大城と組合員との新たな関係の構築に向けて」(実践報

告)では、みずからJAにおける課題を組合員の声の分析によって体系的に整理して共有しようとしているし(最優秀賞)、松下博文「協同組合の今日的な課題および事業・組合員活動における実践的な研究」では、協同組合の基本的価値に関する原理的思考と農業収穫体験の小さな実践事例を結びつけて今日的な課題を喚起している(優秀賞)。これらはIYC福岡の成果の一つとして誇って良いように思う。

#### 5) ワールドカフェの付箋集から

統一協同組合法の下のドイツの事業展開の容易さを見れば、法制度のことも視野に入れる価値はあろう。ワールドカフェの付箋集で「連帯の基礎：協同組合基本法(憲法)をつくる」と言っているのも同様な志向であろう。

福岡県下の各種協同組合が協同組合陣営として一つの事業を成し遂げるという経験は過去にはない。事業参加者がこれからも協同組合陣営として「よりよい社会」とは何であるかを考え続け、実践し続けていくことを期待したい。そして、これらを通して内橋克人代表からいただいた宿題に答えを出したいと考えている。

本稿は、12月11日開催予定の記念フォーラムに向けて幹事会が準備している2年間の活動総括文書をベースに執筆した。幹事会事務局のご協力に感謝したい。

### 特集3 国際協同組合年の意義と成果

国際協同組合年を契機に日本の協同組合運動自体に変化が生まれたのかと言われれば、いさか答えに窮することになるけれども、それでもこの国際年がさまざまな行事、集会、研究会、出版物等々を世に送り出したことは事実である。それでは、結局そこから何が生まれたのだろうか。国際年の成果といえるものは何だろうか。以下では、国際協同組合年を契機とした研究の進展と、その運動および社会への影響を、さまざまな視点から検証してみよう。

## 国際協同組合年の意義と成果 —協同組合研究は進展したか—

相馬 健次（日本協同組合学会会員）

### はじめに

突然のメールであった。「執筆のお願いを編集委員会（杉本貴志）の総意でさせていただきました」。締め切りは1ヶ月後。乱暴な話であるが、他に引受け手がなく思案に窮したことだと察して引き受けた。筆者は大学教員や研究所の研究員ではなく、所蔵文献は少なく、パソコン操作も不得手で情報は乏しい。そもそも与えられたテーマは、筆者の能力の及ぶところではない。

以下は、無謀を承知の試みである。

なお字数節約のため、編者の研究所名、書名のサブタイトルはとくに必要な場合を除き省略した。

### 協同組合研究の現状

協同組合研究者が集まる学会として日本協同組合学会があるが、協同組合研究の主な推進力となっているのは、特定協同組合

のシンクタンクである研究所であると思われる。これらの研究所では、一定のテーマをもった研究会を設置して大学教員など研究者を組織して研究を進めている場合が多い。研究発表の場として、定期刊行物（月刊または季刊）を発行している。例として4つほどスポンサー、名称、定期刊行物をあげてみよう。①日本生協連、生協総合研究所、『生活協同組合研究』（月刊）。②全中など農協、JC総研、『にじ』（季刊）。③生活クラブ生協連、市民セクター政策研究機構、『社会運動』（月刊）。④労協連、協同総合研究所、『協同の発見』（月刊）。

研究の成果は、（幸運な場合）単行本として世に問われる。

今世紀に入って出版されたもので、表題から協同組合論と推定できるものを40冊ほどリストアップできた（商業出版にかぎり、かつブックレットは除いた）。見落としも少なくないので、60冊程度の出版といえよう。年平均5冊ほどである。取り扱われている協同組合の範囲は農協、生協、労働者

生産協同組合であり、手短な検索のかぎりでは中小企業協同組合、漁業協同組合、森林組合は見いだせなかった。

## 協同組合論の潮流

### (1) 特徴的な潮流

1990年代に入って日本経済は低迷、とくに08年リーマンショック以降深刻な不況から抜け出せないでいる。特徴的なことは、不正規就労の増大、賃金水準の低下、失業者の増加で格差拡大・貧困化などが進んだことである。さらに少子高齢化など加わり、都市・農村を問わず地域社会の劣化が進んだ。その上に東日本大震災と東電福島第一原発の事故が発生した。この未曾有の災害から復興できるのか、協同組合の存在意義も問われているのである。こうしたことがこの間の協同組合論の背景としてある。

今世紀に入って特徴的な潮流を、主として単行本によって探ってみたい。

#### ①協同組合の危機論・改革論

農協、生協とも1990年代から経営不振、組合員の組合離れなど危機的状況にあり、協同組合危機論、そして改革論がある。ただし、この論調は今世紀に入ってからのものではなく、90年代以来のものである。改革論として、21世紀型生協論が登場している。

#### ②「地域づくり」「地域社会(コミュニティ)再生」論

地域社会の劣化がもたらす諸問題に協同組合もかかわらずにはすまない。協同組合の役割として、「地域づくり」「地域社会再生」論がさかんである。この議論のなかで協同組合の機能を共益から公益へと拡大する議論、「新しい協同組合」の概念も登場している。

#### ③ソーシャルインクルージョン

格差社会・貧困化などのなかで、ソーシャルインクルージョンが重要な課題となってきており、『社会運動』『協同の発見』誌などで論じられるようになってきている。この問題に接近するうえで、イギリスのコミュニティ協同組合（中川雄一郎）、イタリアの社会的協同組合（田中夏子）の紹介・研究が参照されている。

#### ④非営利・協同セクター論

社会的経済、連帯経済など類似の概念がヨーロッパの動向としてつたえられ、協同組合論への適用の試みが、90年代以来続いている。協同組合論が描く「社会経済システム」と重なり合うものであろう。

#### ⑤東日本大震災、原発事故と協同組合の活動総括

被災現場となった地域の協同組合の活動、全国的な協同組合組織の救援・支援活動の経験を総括する議論が、とくに定期刊行物でさかんに行なわれている。原発事故に関連して稼働再開反対論、エネルギーのあり方と関連した社会改革論も行なわれている。

協同組合論全体を通じて、レイドロー報告と「協同組合アイデンティティに関するICA声明」が重要な指針となっているのも、特徴としてあげられる。

### (2) 農協論 — 危機論・改革論

農業の衰退を背景に農協危機が深まるなか、91年の第19回全国農協大会は「系統組織整備」方針を決定、以後単協の合併と系統組織の3段階制から2段階制への集中とが進められてきた。農水省はさらに合理化を進める「農協改革の方向」を打ち出し、農協法改定へと乗り出した。三輪昌男『農協改革の逆流と大道—「集権と大競争」から「分権と棲み分け」へ』農文協（01年刊）は、これに対する批判の形をとりながら改

革の方向をサブタイトルのように示している。組織整備の進行、政府・財界からの農協解体論などに抗する著作が続く。小久保武夫『よみがえれ心豊かな農協運動』家の光協会(03年)、増田佳昭『規制改革時代のJA戦略－農協批判を越えて』家の光協会(06年)、福間莞爾『なぜ総合JAでなければならないのか』家の光協会(07年)など。近刊の増田佳昭編『大転換期の総合JA』家の光協会(11年)は、準組合員が過半数を占めるなど変容しつつある現状にたって、農協法を中心とする制度改革の問題など数人の論稿をまとめたものである。強まりつつある農協解体論を見据えながらの総合農協擁護・改革論と見える。

農協論のもう一つの流れとして、農村地域の地域再生論がある。中川雄一郎監修『協同で再生する地域と暮らし』日本経済評論社(02年)、田淵直子『ボランタリズムと農協－高齢者福祉事業の開く扉』日本経済評論社(03年)、北川太一『新時代の地域協同組合一教育文化活動がJAを変える』家の光協会(08年)などである。

09年、第25回JA全国大会決議には「地域の再生」が掲げられている。

### （3）生協論－危機論・改革論

生協（ここでは購買生協）は90年代以来危機的な状況にあった。事業高の低迷、赤字体质、班組織の維持の困難等である。中川雄一郎編『生協は21世紀に生き残れるのか』日本経済評論社(00年)、野村秀和編著『生協への提言－難局にどう立ち向かうか』桜井書店(01年)の表題がその深刻さを表している。危機の本質をどう捉えるか。中川は生協運動が共同購入から店舗事業の再評価へと戦略転換してこれまで以上に効率やスケールメリットを強調するようになったこと、この戦略は大流通資本との本格的

な競争を意味し、「消費者の組織化」から「消費の組織化」にもとづく事業への転換であり、「日本型生協モデル」の根拠が「希釈化されてしまった」現実に求めている。同書は堀越芳昭、杉本貴志、田中秀樹との共著であるが、各論考ともそれぞれの角度から危機の本質に迫り、改革のモデルを提起しており、今日においても生協論の出発点となりうるものである。野村は危機の根源のひとつを一部専従幹部集団による経営者支配と指摘しつつ、指導者のあり方について論じている。「組合員主権を機関運営の正面に据え直すことこそ、生協再生の最後の切り札」というのが彼の想いである。90年代に大規模生協とは違った姿の生協が現れ、その実践を踏まえて新しい生協論が登場した。中村陽一編著『21世紀型生協論』日本評論社(04年)である。議論の基礎となっているのは、首都圏コープ事業連合（現パルシステム生協連）であり、個配（「パルシステム」）を導入して急成長を遂げた。協同組合論として重要なのは、このこと自体よりもその考え方である。

首都圏コープ内で議論されている21世紀型生協像の一端を紹介すれば、まず個人対応型の事業であり、組合員の生涯パートナーとなるとしていることである。個人対応型事業は地域で生活上の諸問題に対応でき、行政やNPOなどと提携して「新しい事業体」を構想できるという。21世紀の生協運動の戦略は、こうした展開を通じて社会的経済の一翼をめざすことであるという。セクター論に則った生協論の展開である。

日本生協連の2020年ビジョンには、「消費者市民社会の実現」「地域社会づくり」が掲げられている。

### （4）生協論の基本めぐる議論

ここで3人の論者の発言を、そのごく一

端ではあるが紹介したい。

05年、生協総研は『現代生協論の探究＜現状分析編＞』を世に出した。その第1章「日本型生協の特質と現状、変化のトレンド」で栗本昭は、つぎのように論じている。

「『日本型生協は終わった』という議論があるが、『21世紀型生協』をめざす生協もまたその基本的性格を継承している。さらに『消費者の生協から転換して生産など地域経済を含めた地域作りの協同組合に』という議論もあるが、生協は消費者が組織する事業体であるという性格は変わっていない」。p.35

06年、同書＜理論編＞第9章「社会的経済と生協」で、川口清史はヨーロッパの社会的企業の社会性と比較しながら、「日本型生協」は二重の意味で社会的であったと評価した上で現状を問題にしている。「しかしながら、こうした安心・安全の事業活動も組合員参加も急速にその特徴を失いつつある」。とりわけ、安全・安心の商品については社会的水準があがり、生協が社会的に主張する事態ではなくなっている。「こうしたなかで、今新たに注目されるのは、商品供給事業ではなく、介護など福祉サービスの提供である」。「生協は新たな社会的企業の道を歩み始めた、といえる」。p.272

12年、『にじ』秋号、「地域づくりの主体形成と協同組合運動の課題」で田中秀樹は述べている。地域から乖離した生協、農協は、地域との関わりをどのように強めるのかが問われているのが現段階。「グローバル市場段階において民間企業との同質競争が強まりつつある印象が強いが、その行く末に『組合員の協同組合運動』としての展望は見いだしがたい。とすれば、新たに生まれつつある地域づくりとそこでの協同のエネルギーに依拠しながら、基礎組織と協

同組合運動の再建を図り総体として協同組合運動の発展の展望を描くことが大切ではないか」。「販売・購買協同という商品にかかる協同から、生産協同や福祉・子育てなど人に直接かかる協同へと協同の関心が移りつつあるように思われる。

地域で暮らす組合員こそが協同組合運動の主人公であり、そこで協同を組織することによってのみ協同組合運動の発展を展望することができる」。p.107

### (5) 生協総研、JC総研の大プロジェクト

大規模な研究プロジェクトが2つある。生協総研の「生協学」確立をめざす長期プロジェクトとJC総研の「新協同組合ビジョン研究会」である。

生協総研では01年、その「ビジョン」として「生協学」確立を目指に掲げた。そしていくつもの研究会を設け調査研究を続けてきたが、その成果にたってまとめられたものが『現代生協論の探究＜現状分析編＞』（コープ出版（05年））、『現代生協論の探究＜理論編＞』（06年）である。「生協学」とは、生協の組織・事業・経営だけではなく、生協を構成する消費者の暮らしの協同、生協をとりまく社会経済システムのあり方を包含する研究領域を構成するものである。それは細分化されて発展してきた学問分野を総合した視点をもった理論体系ともされている。「生協学」確立に向けての努力はその後も続けられ、10年6月には『現代生協論の探究－新たなステップをめざして』が発刊された。思うに、「生協学」の確立とは、定説となりうる基礎理論と現状分析・将来展望を含む理論体系の構築を意味しており、その「探究」はなお続くものであろう。

「新協同組合ビジョン研究会」は、09年の国連決議を機として設置されたものであ

り、わが国の協同組合運動を総括し、現場に立脚して今後のあり方を研究、「新協同組合ビジョン」の策定を目的としている。テーマごとの研究グループが9つ設置され、公開研究会として研究活動が行なわれている。その成果は『にじ』に特集の形で掲載されている。

協同組合ビジョンとは、その理念と具体的あり方の基本（ミッションと目標）を体系的にまとめたひとつの文献を意味しており、個別課題の研究成果をそのようなものにまとめあげることが今後最大の課題となる。

## おわりに

断片的ながら今世紀に入ってからの協同組合研究を概観してみると、少なくともつきのような点で進展があった。第1に、これはすでに90年代からのことであるが、農協・生協の危機の解明と改革論の提起があったこと。第2に、協同組合研究が地域社会づくり、福祉領域へのコミットメントにまで拡大、協同組合の機能に公益性を認めようとする議論に発展していること。第3に、21世紀型生協論などの形でグローバリゼーション・新自由主義的経済システムに対するオルタナティブが理念的に提起されるようになってきていること。しかし、協同組合研究には欠けているものがある。研究対象が農協、生協にほぼかぎられ、その枠を超えた協同組合論、各種協同組合を包含した議論が少ないことである。一般的に協同組合研究者の間に、各種協同組合を網羅した日本協同組合の全体像を把握しようとする意識が低いのではないか。「生協学」の確立ということであれば、「農協学」「中小企業協同組合学」なども必要になるのでは

あるまいか。ICAに協同組合学の気運があるという。しかし、足元の日本でそう遠くない過去に「協同組合学」の提唱はあったのである。荷見武敬『協同組合学ノート』家の光協会（92年）である。ここには黒沢一清の「協同組合学の体系論」があったことも紹介されている。

これまで各種協同組合が勢揃いするのは、わずかに国際協同組合デーの記念集会（中央で、それも小規模）くらいであったろう。今回、国際協同組合年にあたっては別項に見たとおり、中央段階・各県段階ともシンポジウムなどのイベントを通じて、各種協同組合が勢揃いする機会が格段に多かった。それは学者・研究者と運動者との共同の機会でもあった。記念出版の『協同組合の役割と未来』家の光協会（11年）にも、しっかりと書き込まれている。国際協同組合年の最大の意義は、各種協同組合の勢揃いという点にあるといってよい。「年」の第1目標・「協同組合の認知度の向上」にとって、効果的であると考えられるからである。しかし、まだその成果を問える段階ではないであろう。

# 「関係性」をキーワードにした 協同組合運動の展開

松岡 公明 (JC総研 理事)

## パラダイム転換と協同組合

世界的な経済秩序、成長モデル、福祉国家、安全・安心など、今までの「神話」が次々と崩壊するなかで、経済・社会のあり方をめぐってパラダイム転換が叫ばれている。

そういうなかで、国連は、協同組合がよりよい経済・社会の建設に大きく貢献できると評価し、その発展を期するよう各国政府・国民に訴えるため、2012年を国際協同組合年(IYC)と定めた。IYCのスローガンは、「協同組合がよりよい社会を築きます」である。経済・社会のパラダイム転換について、協同組合がどういう役割が果たせるのか、期待されているともいえよう。

しかしながら、そうした期待に応えていくためには、協同組合自身もまた、これまでの伝統的な考え方についてパラダイム転換が求められている。協同組合は、30年前に「レイドロー報告」で指摘されたように、「思想」「経営」「信頼」の3つの危機に直面したまま、その後さらにグローバル化も進展し、組織・事業基盤も大きく変化するなかで、その3つの危機が同時進行の状態にあり、それらの「負のスパイラル」に陥っている。

また、バブルの崩壊後、阪神淡路、東日本の二つの大震災などを経て多くのボランティア活動、NPOが創出され、多くの若者たちが積極的に参加し、社会的存在感を増している。一方、既存の協同組合は、組

織基盤が高齢化する一方で、若年層からの関心や参加を引き出せないままでいる。政府の失敗、市場の失敗が顕在化するなかで、いよいよ非営利セクターの出番だとか、協同の時代だとか、強調されている。せっかくの追い風が吹いているのに、なかなか帆を膨らませることができないでいる。高齢者福祉・子育て支援の助け合い活動など地域活動に取り組んでいるものの、限られた組合員、組合員の利益のための組織というイメージが固定化されているようだ。マスコミもNPO活動は評価するが、協同組合を評価するような記事は少ない。いったい、この差は何なのだろう。

パラダイム転換といえば、「公共」と民主主義の関係も然りである。「新たな公共」をめぐっては、「官から民へ」「小さな政府」「行政改革」などのフレーズで推進されてきた新自由主義的改革による民営化の「お仕着せ」には注意しなければならない。しかし、政府の失敗、市場の失敗が顕在化、政治・経済・社会の3つのサブシステムが機能不全化する今日的な課題として、参加・民主主義に基づく「力強い公共」への質的改善に向けて、公・共・私セクターの協働システム、多元的な主体による「協治」のガバナンスのあり方が問われている。協同組合陣営としても、責任ある主体として、これまでの枠組み、思考方法を越えて議論を前進させなければならない。「伝統的な公共」と「新たな公共」の議論を乗り越えて、新たな協同のウェーブを、新たな協働

のステージをどのように創造していくのか、また、地域コミュニティの自治能力をいかに向上させていくのか、多元的な公共のパートナーシップ形成に積極的に参画していくなければならない。

## 協同組合の「動かす力」

このたびの東日本大震災では、協同組合陣営も直接の被害者になったが、その地域力、事業力で迅速な現場支援ができ、また全国的なネットワーク組織としてその組織力を背景に、ヒト、モノ、カネの総合的な支援体制が全国的に確立され、協同組合の強みが活かされた。人的結合体、地域密着型の事業体として協同組合の底力を發揮するときである。山、川、里、海はつながっている。森林が水田を守り、魚を育てる。食と農もつながっている。流域経済の連携・交流、環境・資源循環型の産直など協同組合間協同の多様な取り組みがある。さらには、農工商連携、六次産業化など地元産業との連携もある。

協同組合の性格の特徴は、①組合員の民主的参加、②「経済的目的」と「社会的目的」をもって人びとの結集を図ることである。組合員の多様化は、見方を変えれば、それは組合員の「再生産」であるといえよう。その多様性を尊重して、参加、民主主義のあり方も「再生産」されるべきである。多様性を尊重するということは、多様なステークホルダーとの経済的・社会的関係性を築いていくことでもある。組織内部の民主的参加と協同組合間協同の「拡大再生産」のプロセスが、これまでの協同組合の共益性を超えた新たな公益性へのアプローチに発展していくだろう。

ところで、「ヤン坊、マー坊の天気予報」

の唄に「小さなものから大きなものまで、動かす力だ、ヤンマーディーゼル」という件がある。この「動かす力」が協同組合にもあるはずだ。組合員間、系統組織間の協同のなかで相互作用が働き、まさに「動かす力」が動いている。

日本の協同組合の規模は、JAグループで組合数710、組合員数約950万人、職員数22万人、生協グループではそれぞれ612組合、2532万人、5万人など、漁協、森林組合、労働者協同組合、中小企業協同組合を含めて合計約36,432組合、組合員総数約8,000万人、職員総数64万人となっており、また、販売、購買、信用、共済、医療・福祉など多様な事業を展開、事業規模も大きく、世界でも有数の「コープ・アイランド」といえよう。

協同組合は、「民主主義の学校」と言われる。十分とは言えないが、定款自治のなかで、協同組合原則にある参加と民主的運営、教育等について理論と実践の「行ったり来たり」を重ねながら、協同組合の運営方式の経験的蓄積がある。また、事業経営体としてのノウハウ・知識も有している。これらを内部にのみ留めておくにはもったいない。これだけのナレッジを含めた経営資源を有していながら、まだまだ「動かす力」として十分に使い切れていないところがあるのではないか。

協同組合の「動かす力」とは何か、それはどういうときに発揮され、蓄積されるのか、それをエンジンとしてどのように協同の輪を広げていくのか、その答えを組合員を含めた地域住民、地域社会との接点、関係性のなかで発見、体験、確信し、協同組合の「動かす力」を再生産していくという、執着心にも似た努力が求められている。その努力の日常性、継続性が協同組合運動のダイナミズムを創造していくものと確信す

る。

## 追い風と逆風

今年は国際協同組合年だが、その立ち位置は"ビミョウ"である。リーマンショックを経て、「強欲資本主義」や市場原理主義の反省のなか、「経済」と「道徳」のあり様をめぐって協同組合の価値観・思想に「追い風」が吹いている。一方、究極の貿易自由化をめざすTPPをめぐる議論では、協同組合までもが「非関税障壁」として取り扱われようとしている。また、大震災の教訓として「コミュニティのかたち」が問われ、TPPでは「国のかたち」が問われている。

太古の昔から共同体に内包されていた助け合いの精神や相互補完・救済システムが、自由を履き違えた利己主義や道徳を忘れた経済至上主義の増殖のなかで分断・破壊されてきた。一方では、それを取り戻そうとする社会的運動ベクトルが働いているが、一方では相変わらず分断しようとする政治・経済的ベクトルが働いている。

国際協同組合年は、単なるイベントだけでは、1年過ぎれば何も残らない。協同組合陣営自らが協同組合の価値や本質を相互連携して究めていく、社会的活動の内実を高めていく、その実践を通じた理解と支持の拡大運動こそ重要である。

政治の世界と同様、企業も含めて、地域社会・住民から信用・支持・共鳴されない組織は衰退していくだろう。協同組合は、地域の生産者や消費者が組合員であり、地域が舞台である。介護保険で見られたように、企業が落下傘で降り来て、儲からないとなればすぐさま撤退していったようにはいかない。協同組合はいわゆる「夜逃げ」ができない。地域社会の「器」=いわゆる

社会関係資本としての自覚のもと、「狭い協同」(共益)を乗り越えて、ひらかれたオープンな組織として、徹底した地域密着型の実践運動が求められる。

グローバリゼーションのもと、容赦なく市場化・貨幣化されていく社会のあり方に「ちょっと待て」のくさびを打ち込み、人間の尊厳、地域社会や生活世界の防衛、さらにはコミュニティや自然との共生など市場や貨幣では測れない非経済的価値の防衛について協同組合の底力を発揮しなければならない。「TPP反対」のための反対運動ではなく、自分たちの利益を守る運動ではなく、反省なきグローバリゼーションのレトリックと戦ながら、震災復興、地域農業力、地域経済・雇用力、地域医療・福祉力、新エネルギー自給力の向上などについて協同組合の社会的関係性を結びなおしていく、新たに紡いでいく運動として相互補完的に「結合」させていくことが重要だろう。

価値の源泉は「関係づくり」である。有用性(使用価値)は関係性のなかで発生し、どのようにつながっているのかという関係性のあり方、展開の仕方によって大きく変化する。つまり、有用性はそれを包む関係性の内容によって変わる。協同組合の有用性も組合員と役職員の関係性、地域社会との関係性、相互作用によって大きく変わる。質の高い「関係」が質の高い「思考」を生み出す、質の高い「思考」が質の高い「行動」を生み、質の高い「行動」が質の高い「結果」につながる(「成功の循環」マサチューセッツ工科大学:ダニエル・キム教授)。組織の一体感と、目的や理念の共通理解があれば、組織の行動の質が高まるのである。

関係づくりの出発点はコミュニケーションである。組合員と役職員、組合員同士、そして地域住民、地域の多様な組織との質

の高いコミュニケーションが質の高い関係を生み出す。その意味で、改めて協同組合としての情報発信力、コミュニケーション能力が問われているといえよう。

## 小さな協同と自覺的組合員

これから協同組合運動を展望し、新たなビジョンを描いていくとき、事業体としての「大きな協同」と人的結合体としての「小さな協同」のバランスをどのように均衡させていくのかが問われることになるだろう。「大きな協同」による経済的合理性と「小さな協同」による参加・民主的運営の合理性を如何にバランスよく両立させていくか、協同組合の経営と運営のガバナンスの統合が課題である。そこで、合併の繰り返して「大きな協同」となった今日の協同組合運動において、倫理的価値観としての「利他」と「参加型民主主義」と「教育」を切り口に、「小さな協同」と「自覺的組合員」の再生産について考えてみたい。

哲学者の内山節氏は、市場原理主義が世界を席捲し、「自利」の闘いが世界をかけめぐって社会の安定さえ壊してしまったとして、「利他」について次のように述べている。

「自分のために生きるとはどうすることなのかよくわからないが、他者のために生きることなら、どうすればよいのかはわかる。何かで困っている人には手を差しのべればよい。…『利他』的生活方をしようとすれば、そこから『共同』『協同』という課題がでてくる。なぜなら他者のためになるようなことをしようすれば、そのなかのごく一部のことは個人でもできるかもしれないが、ほとんどのことは共同で実行していかなければ成果はあがらないからであ

る。ここから新しい共同やネットワークを組みなおそうとする動きが生まれてきた」（『文明の災禍』）。

1995年のICA声明の「協同組合にとって大切なものは何か」においても、「他者への思いやり」を掲げ、倫理的な価値観として「利他」を明記している。戦後、個人主義のもと「個人の社会」が拡大して「無縁社会」をつくりだしてしまった。その反省として、「利他」への共感が広がっている。「利他」と「協同」の関係を結びなおすには、いまの協同組合は規模が大きすぎるのではないか。その関係性を等身大で実感できるためにはコミュニティでの「小さな協同」を再構築する必要がある。そして「小さな協同」のネットワークを巧みに形成しながら、「小さな協同」の相互補完関係を再生産していかなければならない。

協同組合は事業体でもあるが、人的結合体でもある。人的結合体であるから、参加と民主主義という「人間的統治」（ヒューマン・ガバナンス）によって運営されなければならない。「一人一票」の形式的な参加ではなく、責任をもった「参画」（ここでは責任をもった参加を「参画」という）とするためには具体的な「参加の場」と「出番」「役割＝責任」を用意しなければならない。そのためには営農・生活上の課題や地域課題ごとの「小さな協同」の「御輿」を数多く準備、造成しなければならない。「大きな協同」では、自らの「御輿」を担がない、いわゆる「ぶら下がり」が生じるからである。

神奈川県の福祉クラブ生協の「共育」（ともいく）にみられるように、協同組合教育も組合員同士のコミュニケーションに基づく「学習する組織」づくりが重要である。ピーター・センゲ（『最強組織の法則』）がいう「学習する組織」とは、「目的を効

果的に達成するためには、組織のメンバーおよびチームの能力と意識を伸ばし続ける組織」であり、「自分が大切だと思うことを達成できるように自分を変える」ことにより、「自分の未来を創造する能力を絶えず充実させている集団」である。

チーム学習では「ダイアログ」が重視される。すなわち、協同の意味や体験を分かち合い、発見し、学び、共有化された意義を明確化していく「共創的なコミュニケーション」が重要である。そこでは、「小さな協同」を単位とする意見交換により問題点を探し出していくことで協同の可能性を広げていくプロセスがある。そのプロセスでは、協同の「土壤」が耕され、その土壤を耕すことでそれぞれのワーコレ内や多様なワーコレとの関係性が高まっていく。そして、地域福祉が多面的に把握され、小さな協同から大きな協同の全体像が理解される。

また、福祉クラブ生協では、「共育」という双方向のコミュニケーションにより、組合員が「これまでの達成感」を共有しながら「次の達成感」へ向けて協同活動を展開するという自己実現の再生産が見られるのである。「学習する組織」により、組織活動のPDCAサイクルと合わせ、「自覺的組合員」が再生産されている。

もちろん、自らが参画し、自らが「小さな御輿」を担ぐから自己実現と達成感を味わえるわけである。「共育」という双方向のコミュニケーションのなかで、協同組合の組合員としての自己諒解も可能となり、「自覺的組合員」となっていく。「小さな協同」による「自覺的組合員」の再生産がなければ、「大きな協同」の持続性は担保されないだろう。そのために、人的結合体として、人間関係が実感できる等身大の世界を多様な「小さな協同」のなかに創りあげて

いくことが必要となる。

## 協同組合運動と「土づくり」

土壤学用語で「不可給態」という言葉がある。土壤中に養分はあるが、その物質循環がうまく機能せず作物に吸収されない状態のことである。日本の農地でも、土壤・作物診断に基づかない不適切な施肥により、土壤中の養分の過剰（「土のメタボ」）やバランスの悪化が顕在化している。農業生産力の向上、気候変動に強い安定した農業生産という生産技術面のみならず、農業の持つ自然循環機能、水・大気の浄化機能、生物多様性の保全からも土づくりや土壤管理の重要性が指摘されている。

東日本大震災の復興においては、それぞれの地域社会の「土壤」を顧みないような「お仕着せの復興」が幅を利かせているようだ。枝ぶりもよく、一見、まことしやかに見える復興プランも、当事者意識がないままでは、その地域の土地には根付かない。復興に向けて、その地域の「不可給態」を可給態化するようなエンパワーメント（個人や集団の潜在能力の発揮）のあり方が問われているのではないか。

今日の協同組合運動は、レイドローが指摘した「信頼」「経営」「思想」の危機が同時に進行の状態にあると言えよう。徒に危機感を煽るだけでは、何も解決しない。それぞれの3つの危機の源泉は何なのか、なぜ、そういう危機に直面してしまったのか、さらにはそれぞれの危機がどのようにリンクしているのか、危機の「本質」を問い合わせることが重要である。「レイドロー報告」は、表面通りの「報告」ではなく、協同組合関係者に対する「警告」とも言うべき「問い合わせ」であったことを忘れてはな

らない。

「戦略的な意思決定では、範囲、複雑さ、重要さがどうあっても、初めから答えを得ようとしてはならない。重要なことは、正しい答えを見つけることではない。正しい問い合わせを見つけることである。意思決定において、最初の仕事は問題を見つけ、それを明らかにすること。この段階では、いくら時間をかけてもかけ過ぎることはない」（ドラッカー）。

農地も土壤診断によって適切に管理される。私たちも健康診断によって自分の身体の「問題」が分かる。これから協同組合の革新も、ビジネス手法で 性急な答えを求めるのではなく、危機の源泉を辿りながら、まずは土壤診断、健康診断によって「正し

い問い合わせ」を明らかにすることから始めなければならない。

いくらいい種を蒔いても、いい作物は育たない。「国際協同組合年」という種を蒔くだけでは、いい協同組合は育たない。「正しい問い合わせ」…地域社会と協同組合内部の「不可給態」と向き合い、作物が育つためにどういう「土づくり」が必要なのか、そしてわが国の「協同の大地」を今後どのように耕していくのか、国際協同組合年を契機にじっくり考えていきたい。

そして、10年後には、「あの東日本大震災の翌年、ロンドンオリンピックがあった2012年、国際協同組合年をきっかけに協同組合は変わったね」と評価されるようになりたい。

### 「新協同組合ビジョン研究会」について

筆者の所属する(社)JC総研（協同組合研究部）では、2012国際協同組合年を記念する研究活動として2010年11月から「新協同組合ビジョン研究会」を立ち上げ、研究をすすめました。本研究の目的は、これまでのわが国協同組合運動を総括し、現代を見据え、現場に立脚して今後の協同組合運動のあり方を研究するとともに、その研究成果を「新協同組合ビジョン」としてとりまとめ、わが国協同組合（協同組合を含む第3セクター）運動の新たな展開と発展に役立たせたいとするものです。

本研究会では以下の9つの研究グループを組成し、各研究グループ座長のもとに数多くの研究者・実践者のご協力をいただきました。2010年11月の第1回公開研究会からスタートして以降2012年7月の第21回まで公開研究会を開催してきました。公開研究会での報告・議論を経て、当研究所発行の研究誌『にじ』に2011年春号（No.633）から2012年冬号（No.640）まで、延べ68名の方々に論文を執筆いただき、掲載してきました。また、約2年間にわたる研究成果の中間報告として、2012年8月には国際協同組合年（IYC）全国実行委員会認定事業として「協同組合研究セミナー」を開催しました（同セミナーの詳細報告は、『にじ』2012年冬号に掲載）。新協同組合ビジョン研究会のこれまでの成果物について、ご一読いただければ幸甚です。

	研究テーマ	研究グループ 座長
1	協同組合運動の哲学	明治大学大学院 教授 中川 雄一郎 氏
2	わが国協同組合運動の歴史的総括	関西大学 教授 杉本 貴志 氏
3	21世紀の社会経済と協同組合セクター	山梨学院大学 元教授 堀越 芳昭 氏
4	協同組合運動における参加のあり方	都留文科大学 教授 田中 夏子 氏
5	参加を基軸とする 組織運営・事業活動・経営管理	関西大学 教授 杉本 貴志 氏
6	協同のネットワーク・社会連帶	東京海洋大学 准教授 濱田 武士 氏
7	協同組合における教育・文化活動と学び合い	聖学院大学 教授 大高 研道 氏
8	わが国協同組合法制度の総括と今後のあり方	山梨学院大学 元教授 堀越 芳昭 氏
9	協同組合研究史	山梨学院大学 元教授 堀越 芳昭 氏

# 新しい協同組合運動は生み出されたか

石塚 秀雄（非営利・協同総合研究所 いのちとくらし主任研究員）

## 協同組合とグローバル化について

2012年が国連による国際協同組合年に制定された理由の一つは、協同組合が世界的に依然として大きな役割を果たし、また今後も役割を果たすものとして、国連は10年プログラムを建てたということであろう。ところで、日本の協同組合運動のために、われわれはグローバルな協同組合運動をどのように見たら良いのかあるいは見る必要があるのか。どのような変化が世界の協同組合運動の中で起きているのであろうか。日本は資本主義的先進国グループの中に位置づけられており、発展途上国や「社会主义国」などにおける協同組合運動から、直接的に有益な理論的・実践的なヒントや影響を受け取ることは少ないとみなされるし、実際にそうであろう。しかし、日本に於ける協同組合研究の関心が、内向きになり世界の動向への関心が限定的になることは良いことではない。地道なしっかりした国際協同組合研究が促進されることがのぞましい。

グローバルな影響は、理論的、実践的なものに分けられる。協同組合理論は法制度的なもの、政策的なもの、また協同組合理論とに大別できよう。協同組合法制については、堀越芳昭氏により世界主要各国の憲法における協同組合規定に関する労作が最近出版されている。

グローバルな協同組合運動に顕著に見られるのは、協同組合セクターがさらに大き

な非営利・協同セクター、社会的経済セクター、連帯経済セクター、サードセクター、社会運動セクターなどと、いくつかの呼称で呼ばれるにしても、協同組合セクターとして完結するものではなく、より大きな経済セクターとして形成化が進んでいることである。この点は、国連やEUなどにおける国民経済勘定への社会的経済セクターの算入化の促進として見られる。また、日本としては理論的関心の範囲にとどまっているが、アフリカ、ラテンアメリカ、アジアその他発展途上国における協同組合運動のニューウエーブの台頭も軽視できない。すなわち、先進国では福祉国家・新自由主義政策論的視点から、また東ヨーロッパ諸国はポストコミュニズム体制からの社会的経済的制度転換のツールとしての協同組合、またラテンアメリカやアフリカ諸国においては、開発独裁的経済からの転換ツールとしての協同組合という新しい波が散見される。それらにおいて、協同組合を基軸に据えたのが国連の国際協同組合年設定の意義の一つだと思われる。

また、協同組合セクターという領域は、近年より広い範囲を包摂した社会的経済セクター、社会的連帯経済セクター、サードセクターなどとして議論されることが増加した。その理由は、協同組合運動の歴史的登場と発展が、1800年代後半からの国民国家（nation state）における資本主義経済の両軸たる営利市場経済セクターと公共経済セクターの並立という混合経済モデルの

有効性が賞味期限切れになりつつあること、またいわゆる社会主義経済体制の崩壊と現行のいわゆる「社会主義国家」の経済体制も転換を余儀なくされていることなどにも影響されているからである。協同組合セクターはそうした歴史的かつ巨視的な立場で自己再規定を迫られていることを自覚する必要があるであろう。

## ヨーロッパにおける 協同組合のニューウェーブ

ヨーロッパにおいて協同組合セクターの占める位置は、歴史的にもまた最近のEUの社会的経済セクター推進政策にも助けられ、ヨーロッパ各国において大きな位置づけがなされていることは言を俟たない。新しい動きとして注目すべきは、第1に、旧社会主義体制にあった東ヨーロッパ諸国の協同組合の振興である。社会経済システム転換すなわち社会主義経済体制から資本主義的経済体制に変換する過程で、協同経済的なオルタナティブをどのように組み込んでいくのかという最初の実験であり、これは継続しているとみなすべきである。これは資本主義国が2008年のリーマンショック後に新自由主義的経済のオルタナティブとして協同経済ないしは社会的経済などに注目したことの前段に当たるものとみることができる。いわゆる旧東欧圏の諸国が多くがEUに加盟し、EUの法制に準拠するようになり、協同組合についても2003年にいわゆるヨーロッパ協同組合法が制定され、各國は法的対応が進められた。EU協同組合法は、国境を越えた多国主義的な協同組合の事業のためのものである。こうしたリージョナルな協同組合の活動の形態を日本では考察することなく海外の下請け工場や、

せいぜいフェアトレード問題という視点で想定しているにとどまっているが、将来的には、協同組合のリージョナルあるいはグローバルな事業提携が戦略として登場することであろう。さて、旧東欧諸国が協同組合システムをどのように扱うのかは、経済民主化という視点から興味のある点である。協同組合法を制定または改正した国(ブルガリア1999年、ハンガリー2006年、ボーランド2006年など)があり、ワーカーズコープや社会的協同組合の促進を図っている国もある。またラトビア三国のエストニアは2001年にいわゆる協同組合法を制定したが、名称は商業アソシエーション法であり、非営利アソシエーション法、貯蓄アソシエーション法などいずれもアソシエーションという用語を使っている。ソ連支配時代の経済体制は協同組合の存在を許さなかった後遺症と思われる。

第2に、ヨーロッパおよび北アフリカを含めた地中海沿岸諸国の協同組合グループの結成がリージョナルな動きとして注目される。これはEU圏の内部ということではなく別のリージョナル化という新しい地域的な共同化の促進という点でのリージョナル化の傾向である。

また、運動論的には、協同組合セクターが単独で行動するよりも社会的経済・連帯経済セクターの本家としてサードセクターを構成するというとらえ方が、EUの社会政策上採用されており、協同組合や社会的企業が雇用創出、社会サービスの担い手として位置づけられる所以である。かつてG.フォーケの「協同組合共和国論」のような「協同組合セクター論」などがあったが、いまや社会的経済・連帯経済論、サードセクター論としてあり、協同組合セクター単独で構想することの有効性は少なくなっている。協同組合はより広いセクター概念の

主軸としての自己認識をすべき時期に入っている。それは1995年のICA百周年大会において、第7原則「社会への関与」が加わったことからしても促進される新段階である。いわゆる福祉国家の揺らぎにおいて、社会的協同組合が登場してきたことにも関連する。かつて国家からより遠く離れていることをよしとした協同組合は、新たな公共的社会的役割を引き受け始めているのである。

世界的な社会的経済運動の促進としては、数年前からフランス主導でモンブラン会議を開催している。ただし、世界的なレベルでの事務局は形成できておりらず、実現すれば、民間における最大の社会的経済運動団体になる可能性がある。

ヨーロッパにおける社会的連帯金融の動きは、ヨーロッパ倫理銀行グループがつくれられるなど、新しい意義がある。一つは勤労者が社会的企業などへ投資をする仕組みが作られつつあること（フランスのフィナンソルラベルなど）であり、協同組合などがマイクロクレジットなどを支援するという従来型から一歩踏み出していることである。日本では市民バンクや協同組合融資の規模と構造化は今後のいっそうの課題となっている。

## ラテンアメリカ、アフリカの協同組合のニューウェーブ

我が国におけるラテンアメリカやアフリカにおける協同組合研究は非常に薄いという現状がある。ラテンアメリカの協同組合運動の歴史はブラジル、アルゼンチン、ウルグアイなどを始めその歴史は長く、また現在のラテンアメリカ諸国の社会的政治的変動の背景に協同組合運動があることに注目できる。ボリビアなどのアルバ共同体諸

国は社会主義に向かっているのではなくて、新しい協同的システムの構築に向かっているのである。ボリビアの社会的所有企業は国営企業ではなく労働者協同組合に類似したものである。またキューバは国営企業から協同組合への転換政策を進めている。ブラジルを含めてラテンアメリカ諸国は新自由主義の嵐を受けた後に、協同組合経済、社会的経済の促進を、世界社会フォーラムなどにおいて表明している。

一方、アフリカにおける協同組合運動においては、旧フランス植民地圏の法整備グループOHADA(セネガル、マリ、カメリーン、コンゴなど17ヵ国で構成)が2010年に、「協同組合モデル法全397条」を提案している。この地域では社会的経済運動がすすんでいる。また旧イギリス植民地圏や南ア共和国地域圏なども独自の協同組合運動が展開されている。アフリカではいずれも2000年代以降新しい協同組合運動の局面すなわち、リージョナルなとりくみがすすんでいる点で協同組合研究が望まれる。

## アジアの新しい協同組合の波

グラミン銀行や中国などに見られるように、各国で協同組合的金融がマイクロクレジットとして社会的企業の設立促進、地域開発の道具となっている。アジアにおいても連帯経済セクターという広い枠組で捉える必要がでてきてている。

とりわけ中国における協同組合の役割は、社会保障制度整備の中で重要性を増している。2006年に新型の農村協同組合法を制定し、農村経済および農村部における社会保険の担い手にすることや、また新たに非営利事業体や社会立事業体などの新区分を制定して、国営でもない営利資本でもない企

業を地域社会開発の手段として位置づけている。このことは中国社会制度の今後のある方について協同組合の新しい役割を示すものとして注目される。また韓国における社会的企業育成法や本年2012年の協同組合基本法の制定は、韓国政府が協同組合を活用しようとしていることの現れである。そのことは日本における新しい協同組合の波を作り出す参考にもなるであろう。日本の場合、協同組合セクターが法制化のイニシアチブを下から発揮することが望ましい。

## 北米の協同組合のニューウエーブ

米国の協同組合研究についても、日本では手薄と言わざるを得ない。米国の協同組合は歴史もあり、農業協同組合、消費者協同組合、労働者協同組合、電力協同組合、信用組合、協同組合保険など多様な形態が存在する。最近、オバマ医療制度改革で注目されるのは、協同組合保険による無保険者の社会保険加入政策である。この方式はヨーロッパの各社会保険モデルとの比較においても注目される。また、2011年末に議会に提出された、全米協同組合振興法案は、若者の雇用促進のための社会的企業・労働者協同組合作りを支援する意図をもったものであった。こうして米国においても、既存の協同組合に加えて、ヨーロッパと同様に社会保障サービスと雇用という二つのテーマで協同組合の役割が注目されており、オバマのお膝元であるシカゴなどで協同組合的雇用促進運動の取り組みが進められており、テレビニュースなどで紹介されている。

またカナダにおける社会的経済・連帯経済の拡大も政府の社会政策と連動して発展している。カナダはレイドロウの出身地であり、レイドロウ報告の協同組合の課題

が協同組合を中心にしてネットワークが発展しつつある。

## 日本での協同組合の ニューウエーブは

世界の協同組合の新しい動きに比べて、日本の協同組合運動は大きなうねりを作ることができないでいる。その理由は何であろうか。第1に、その他の世界地域のように社会的経済や連帯経済あるいはサードセクターを作ることができないでいるからである。すなわち先進国と課題を共有できていない。第2に、法制度化という側面支援が進まないことである。社会的企業法、社会的協同組合法、労働者協同組合法、協同組合基本法などが日本で作られていない。第3には、日本では協同組合の解体の方向性が政治的に進められつつある。協同組合法の改正、民法改正、TPP問題などにより、協同組合の存在意義は薄められる可能性がある。協同組合陣営は、「新しい公共論」などの相手ペースの議論をいつまでもしてはならない。「新しい協同」を社会システムの変革の中でどのように作り出すのかの議論の中に「新しい公共」は自ずから包摂されるであろう。

協同組合セクターがなすべき課題は実践的にも理論的にも多い。基本的な地道な積み上げが必要になるだろう。

世界的に協同組合が消滅する国は少数派であり、それらの国は経済民主主義が確立していない国である。日本の協同組合の伝統が新しい波を作れるかどうかは、われわれ自身の責任である。

# 協同組合の社会的認知の実際と生協運動の展望 —地域を「知る」実践へ—

大高 研道（聖学院大学 政治経済学部教授）

## はじめに

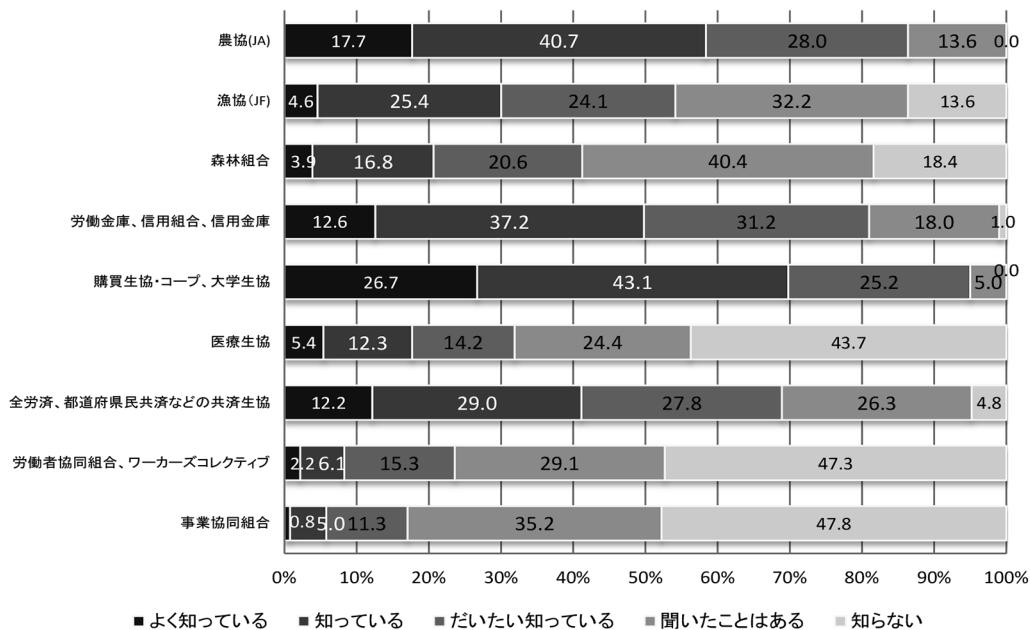
編集委員会からの要請は、これだけ多数の国民を組織し、なおかつ東日本大震災の被災地支援において少なからぬ奮闘の様子が伝えられているのにもかかわらず、なぜ世間一般の認知が広がらないのか、その実際と克服の方途について、私なりの観点から論じてほしいというものであった。はたして、その期待にどの程度こたえられるか、甚だ心もとないところではあるが、全労済協会「協同組合研究会」（座長：中川雄一郎明治大学教授）の研究調査活動の一環として実施した『協同組合と生活意識に関するアンケート調査結果』を題材に、知見のおよぶ範囲で与えられた課題について考えてみたい<sup>1)</sup>。本考察の主たる対象は、アンケート調査有効回答数3,821のうち生協に加入・利用している回答者904名（23.9%）である。その実際について、全体傾向との比較の視点も交えて検討を試みたい。

## 協同組合団体の認知度

最初に、いわゆる協同組合というカテゴリーに属する団体を皆さんはいくつ挙げることが出来るだろうか。わが国には、ICA（国際協同組合同盟）加盟団体が組織する「日本協同組合連絡協議会（Japan Joint Committee of Co-operatives : JJC）」という協同組合の連携組織がある<sup>2)</sup>。それにかかる各組織を業種ごとにおおまかに区分し、生協加入・利用者904名の各団体に対する認知度を示したのが〔図1〕である。全般的に、その理解にはバラつきが見られ、農協、信用関連、生協、共済関連団体の認知度は比較的高いのに対し、医療生協、労働者協同組合／ワーカーズコレクティブ、事業協同組合では半数近くが「知らない」と答えている。信用関連や共済関連は、生協の23.9%に次いで加入者割合が高かった団体であったことに鑑みると（16.5%および21.6%）、その利用・消費を通してアクセス機会のある団体と考えられる。事業面での連携組織あるいは個のつながりに依拠した認知の広がりに限定されているのが現状といえそうだ。

なお、アンケート全体結果との比較においては、その傾向に大きな違いは見られなかった<sup>3)</sup>。唯一、さすがに生協加入・利用者で生協を「知らない」回答者はいなかつたが、「よく知っている」と回答したのが四分の一（26.7%）であったことの意味をどう考えるか？

図1 以下の団体を知っていますか（対生協加入・利用者）



出所) 全労済協会『協同組合と生活意識に関するアンケート調査結果』2012年。

## 「協同組合」としての認知度

次に、これらの団体が「協同組合」であることを理解している割合はどのくらいだろうか。[表1]は、各種団体の「協同組合」としての認知度を加入・利用団体別にクロス集計したものである。まず、回答者全体(TOTAL)では、生協を協同組合と認知している割合は48.4%と、半数にも達しなかった。縦軸の網掛け箇所は、生協に対する加入団体別の認知度であるが、

表1 次の団体のうち、協同組合だと思われるものは、どれですか。あてはまるものすべてを選んでください。（表頭=協同組合だと思われる団体／表側=加入・利用団体別）

加入・利用団体別	農協 JA	漁協 JF	森林 組合	合 労働 金庫 信 用組 合 信 用金 庫	大 学 生 協 コ ー プ	購 買 生 協 コ ー プ 大 学 生 協	医 療 生 協	生 協 民 労 済 な ど の 共 済 都 道 府 県	ク レ イ ブ 労 働 者 協 同 組 合 ワ ー カ ー ズ コ レ ク チ ブ	事 業 協 同 組 合
	(%)									
T O T A L	72.8	62.6	33.1	14.3	48.4	30.1	34.6	50.4	59.7	
農協( JA )	82.0	68.6	34.6	14.7	48.1	28.9	31.4	44.0	53.6	
漁協( JF )	73.7	73.7	21.1	15.8	31.6	21.1	26.3	31.6	36.8	
森林組合	83.3	70.8	41.7	12.5	25.0	20.8	29.2	25.0	37.5	
労働金庫、信用組合、 信用金庫	76.8	68.8	34.8	15.7	48.9	32.3	35.6	54.6	64.9	
購買生協・コープ、 大学生協	74.1	66.7	34.4	15.5	60.1	33.5	38.9	55.0	63.3	
医療生協	78.7	72.3	38.3	16.0	61.7	63.8	41.5	48.9	63.8	
全労済、都道府県民 共済などの共済生協	73.7	66.8	35.8	13.8	49.6	29.5	41.0	51.6	64.1	
労働者協同組合、ワ ー カ ー ズ コ レ ク チ ブ	73.3	66.7	31.1	13.3	60.0	44.4	35.6	60.0	64.4	
事業協同組合	80.5	70.7	43.9	22.0	41.5	24.4	31.7	41.5	70.7	
加入しているもの はない	70.9	59.0	32.1	13.8	43.9	28.9	32.0	49.1	57.0	

出所) 前出、全労済協会(2012)。

注) 母数は、図1の設問でいずれの団体も「知らない」と回答した31名を除いた3,790名。

(購買) 生協、医療生協、労働者協同組合/ワーカーズコレクティブの加入者以外では半数を下回っており、生協加入・利用者も60.1%にとどまった。組合員が、自ら加入している組織のことを十分に理解していない実態がきわめて鮮明になったといえよう。

もう一つ指摘すべき重要な点は、他業種協同組合に対する認識の低さである。横軸の太線囲み部分は、生協組合員が他業種協同組合を「協同組合」としてどの程度認知しているのかをみたものである。全体平均(TOTAL)と比較すると若干高めの傾向を示したもの、必ずしもその理解度が高いとはいえない。自己完結型の「協同組織」の姿が浮かび上がってくる。

## 協同組合とは？

では、そもそも「協同組合」はどのようなものとして理解されているのか。[表2]は、おもに公共/民間および営利/非営利といった組織的枠組みからの整理であるが、もっと多かったのが「民間の営利団体のひとつ」(43.5%)であった。その数値は、生協加入・利用者に限定すれば46.5%とさらに高くなる。組合員の半数近くが「営利団体」であると捉えている現実をそのまま受け入れ、市場適応を重視するか、今一步その原点に立ち返るのか？

表2 「協同組合」はどのような団体だと思いますか。(生協加入・利用者／全体)

	生協加入・利用者 (%)	全体(%)
行政機関のひとつである	2.5	3.6
半官半民の団体である	10.1	14.7
民間の営利団体のひとつである	46.5	43.5
民間の営利を目的としない団体である	39.5	36.2
その他	1.4	1.9

出所) 前出、全労済協会(2012)。

一方、[表3]が示すように、組合員が出資金を出し合う協同組合の運営スタイルについては8割強が理解していた(全体81.2%/生協加入・利用者87.9%)。行政・自治体や民間の投資家が出資し運営しているものと回答した約2割への理解を促すだけでなく、出資金のあり方や出資時(入口段階)での説明・学習が実際的な局面では重要になってくるだろう。

[表4]では加入条件の有無について聞いた。生協加入・利用者が「だれでも加入できる」と回答した割合(74%)は、全体平均(61.9%)と比べても高い。利用・消費型の協同組合の場合は、誰でも加入できると考えている傾向がうかがえる。それでも約四分の一(24.9%)が「特定の人しか加入できない」と答えているのは、協同組合理解の欠如もあるが、現実問題として排除されている層の存在も否定できない。国民すべての包摂をめざ

表3 「協同組合」はどのように運営されていると思いますか。（加入・利用団体別）

	行政機関や自治体が出資し運営している	民間の投資家が出資し運営している	加入している組合員が出資し運営している	その他
TOTAL	8.0	9.4	81.2	1.3
農協（JA）	6.0	11.1	81.6	1.3
漁協（JF）	15.8	10.5	68.4	5.3
森林組合	12.5	12.5	75.0	0.0
労働金庫、信用組合、信用金庫	5.4	7.2	85.5	1.9
購買生協・コーポ、大学生協	4.1	7.0	87.9	1.0
医療生協	6.4	7.4	86.2	0.0
全労済、都道府県民共済などの共済生協	4.6	7.2	86.7	1.5
労働者協同組合、ワーカーズ・コレクティブ	8.9	13.3	77.8	0.0
事業協同組合	7.3	9.8	82.9	0.0
加入しているものはない	11.1	10.3	77.2	1.4

出所) 前出、全労済協会（2012）。

表4 「協同組合」には、だれでも加入できると思いますか。

	生協加入・利用者(%)	全体(%)
だれでも加入できると思う	74.0	61.9
特定の人しか加入できないと思う	24.9	36.7
その他	1.1	1.3

出所) 前出、全労済協会（2012）。

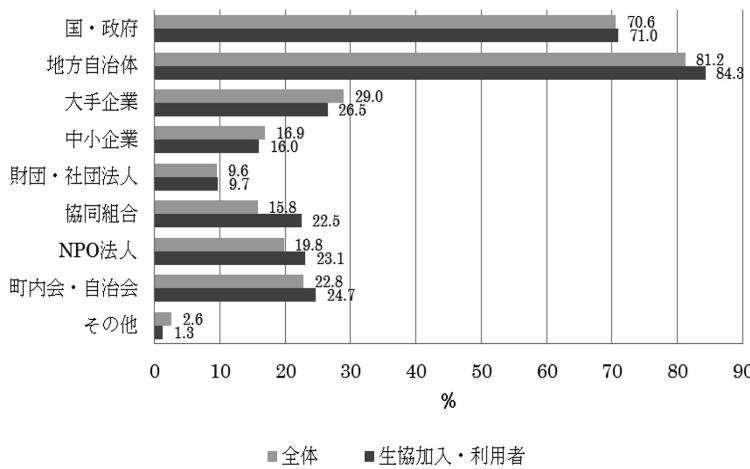
す必要はないが、その理念に合致した人びとが周辺化されている可能性には敏感であるべきであろう。

## 協同組合への期待

本書を手に取る読者の中には、長年協同組合運動にかかわり、その発展の可能性の模索に情熱を傾けている方も多いであろう。協同組合人・生協人としてのアイデンティティをもつ私たちにとっては、その歴史的蓄積に加え、震災復興での奮闘に鑑み、その存在感は確固としたものとしてある。しかし、我われが想像する以上に、国民一般の認識とのギャップは大きい。

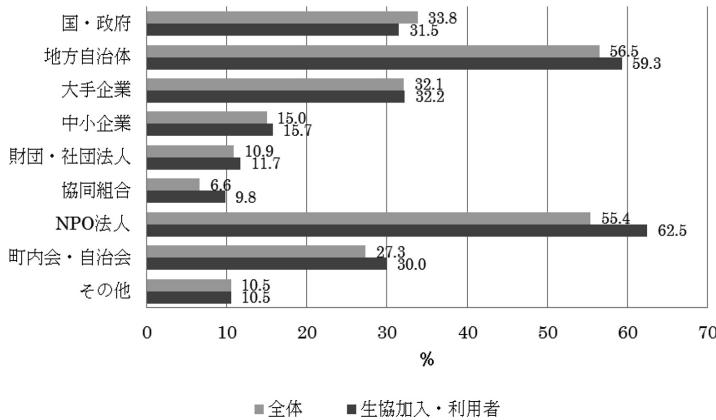
[図2]は、社会問題解決や暮らしの向上に重要な役割を發揮すると思うものを3つ選んでもらった結果である。全般的に、地方自治体と国・政府を選ぶ回答者が多数を占め、残りが一粹を争う形になった。生協加入・利用者の選択もほぼ同様の傾向を示し、最大の

図2 次のうち、今後、社会の問題の解決や暮らしの向上に重要な役割を発揮すると思うものを3つ選んでください。



出所) 前出、全労済協会(2012)。

図3 東日本大震災での支援・復興で、どの組織・団体の活動が印象に残りましたか。3つ選んでください。



出所) 前出、全労済協会(2012)。

特徴は、協同組合に期待する割合の伸びが顕著であった点である。逆に言えば、その差に協同組合関係者と国民一般の認識のギャップが現れているともいえる。

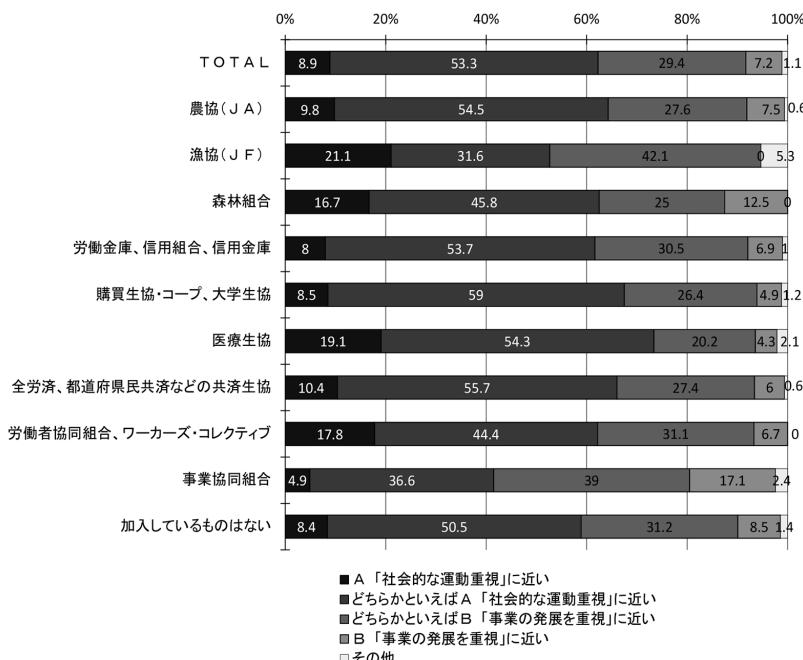
さらに、[図3]では東日本大震災での支援・復興で印象に残った組織を3つ挙げてもらったが、「協同組合」は、全体で6.6%と最下位であった。先の[図2]では拮抗したNPO法人が半数を超える回答を得たことと比べると、実際的な活躍の如何は別としても、その印象が希薄であったことは否めない。生協加入・利用者の中でさえ最下位(9.8%)であったことは、やはり、「協同組合」としての存在の意味が問われる事態に直面していると考えるべきであろう。

## 協同組合アンケート調査の示唆 一まとめにかえて一

協同組合は何のために存在しているのか？その答えは、職員を含めた組合員の多様性の中にあることに鑑みれば、処方箋的な提言は効がないことは言うまでもない。しかし、アンケート分析からは、その方向性を考えるうえで、いくつかの示唆を得ることができる。

[図4]は、協同組合の目指す方向性として「運動重視」か「事業重視」のどちらを志向するかという点について聞いた。「どちらかといえばA/or B」型に集中する傾向にあ

図4 協同組合は「A助け合いや社会貢献活動などの社会的な運動を重視すべき」という考え方と、「B市場のニーズに対応した事業の発展に専念すべき」という考え方があります。あなたのお考えにもっとも近いものを1つ選んでください（加入・利用団体別）。



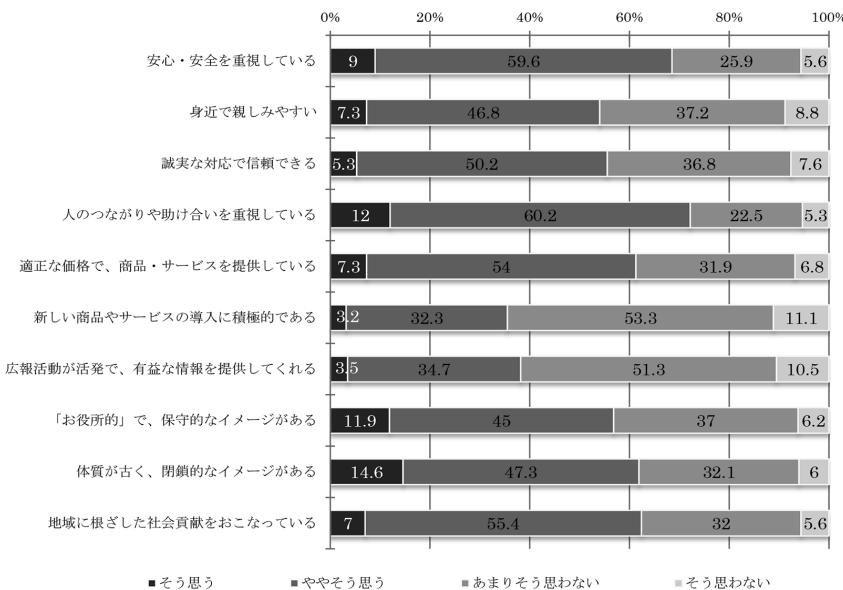
出所) 前出、全労済協会(2012)。

るが、総体的にみると「A運動重視型」が多数派であることが分かる。生協も同様の傾向を示し、「Aに近い」と「どちらかといえばAに近い」を合わせたA型が7割弱(67.5%)を占めている。つまり、単なる消費行動を超えた何らかの「意味」を求めていることを示している。生協はとくに、全体平均よりもA型が多かったが、はっきりと「Aに近い」と回答した割合はそれほど高くない(8.5%)。よって、その志向に対して明確なビジョンを提示ししていないともいえる。

さらに、[図5]は協同組合についてのイメージである。積極的・消極的設問が混在しているという構造上の問題はあるが、安全・安心を重視、身近で親しみやすい、適正な価格・サービスの提供、新しいサービス導入に積極的など、多面的な角度から協同組合に対する印象を尋ねた結果、全体として互酬的な側面にかかる項目への支持が多いという特徴を見出すことができる。たとえば、もっとも肯定的な回答が多かった「人のつながりや助け合いを重視している」では、「そう思う」(12.0%)と「ややそう思う」(60.2%)を合わせると7割強にまで達した。図示していないが、生協加入・利用者の回答に限定すると、その割合はさらに高くなり、「そう思う」(17.9%)、「ややそう思う」(65.5%)を合わせると83.4%になる(「あまりそう思わない」と「そう思わない」は、それぞれ14.3%、2.3%)。

これらの知見を踏まえ、協同組合の認知度向上の方途を考えたとき、我われに求められるものは何か。私は、そのためには、協同の再発見を協同的に探究するプロセスを積み上

図5 「協同組合」について、どのようなイメージを持っていますか。それぞれあてはまるものを1つずつ選んでください。



出所) 前出、全労済協会(2012)。

げていくしかないと考えている。求められるのは、合理的選択アプローチに乗った消費者を想定した事業展開でも、事業の余力で展開する「運動」でもない。事業と運動を有機的に結び付け、矛盾や対立を排除しない対話的・協同的空間の形成にこそ、協同への認知の拡がりの可能性が拓かれていると思われる。

その鍵となるのが、暮らしのニーズを基盤とした、地域のリアリティからの組み立てであろう。活動を規定するのは事業形態や事業領域ではない。「組合員のくらしの要求」である。よって、自分たちの事業の範囲からではなく、暮らしの現実を基盤としたアプローチが決定的に重要となる。そして、それを実行するためには、必然的に地域に出ていかざるを得ない。それは地域の人びとに認知してもらう(「知ってもらう」)実践から「地域を知る」実践への転換を意味する。そうなると、まさに「かかわりのコーディネーター」としての職員の役割が問われることになる。まずは、地域にある協同組合の仲間探し、仲間づくりから始めてみてはいかがだろうか。

- 1) アンケート調査結果の詳細は、全労済協会『協同組合と生活意識に関するアンケート調査』[2012年]を参照のこと。なお、同調査結果を生協に焦点化して考察した拙稿「『協同組合』は国民にどのように認知されているのか—『協同組合と生活意識に関するアンケート調査』からみる現代協同組合像』『生活協同組合研究』Vol.443(2012年12月)も併せて参考のこと。
- 2) 家の光協会編『協同組合の役割と未来』(2011年)は、わが国の協同組合の全体像を理解するうえで格好の教材である。併せて参考のこと。
- 3) 生協加入・利用者以外の回答者を含めた各種団体の認知度については、前掲、全労済協会 [2012]18頁を参考のこと。

## 私の研究紹介

### アフリカ農村から公正経済を考える —協同組合・フェアトレードの役割—

つじむら ひでゆき  
**辻村 英之**

(京都大学大学院 農学研究科准教授・くらしと協同の研究所研究委員)



聞き手：望月 康平（『くらしと協同』編集委員）

#### ❶ 研究者をめざしたきっかけは？

1985年頃、私は高校生でしたが、東アフリカが干ばつに襲われ、飢餓で苦しむ子どもの姿が毎日のようにテレビで放映されました。日本からアフリカへ、募金や毛布などを援助することがはやり、独立に次ぐ第二次のアフリカブームと呼ばれました。当時の日本は、バブル景気がはじまる直前。ところが地球の裏側では、深刻な飢餓問題が生じていることが不思議で、大学でアフリカ農村の貧困・食料問題を勉強したいと思いました。

当初はごく単純に、「アフリカ農村には資金や技術が欠けているから貧しい」と思い込んでおりました。そのため「青年海外協力隊員をめざし、大学で学んだ農業の知識・技術などを教えてあげたい」と、学生のくせに傲慢で、アフリカ農民を見下すような考え方をしていました。

そんな私でしたが、学部生の時からアフリカを訪問することができ、また短期間でしたが農村滞在もしました。確かにアフリカ農村には、開発資金や近代技術が不足しておりました。しかし農民は、現地の風土に合致する魅力的な農業生産・経営の伝統技術を持っており、私が教えることなどみ

つからない。それでも貧困を解消できないのは、背景にある世界システムの不公正さが要因なのではないか。この不公正さについて、じっくり研究したいと思ったのです。

#### ❷ 最初に取り組んだテーマは？

修士論文では、世界資本主義システムの不公正さを説明する理論として、南北問題論、従属論、世界システム論などを勉強し、その理論枠組みをもとにして、ナミビアの経済構造の分析を行いました。

当時のナミビアは、隣国の南アフリカによる植民地支配から独立したばかりで、それらの理論が強調する「植民地支配による経済構造の歪み」が、あからさまに発現している国でした。ナミビアでは、入植者が農場や鉱山の経営を行い、その原料用産物を国内ではなく、南アフリカやヨーロッパに販売していました。

ナミビアの農村は、その農場・鉱山に安い未熟練労働力を提供し続ける場とみなされておりました。そのため出稼ぎを終えて農村に帰っても、十分な開発資金や近代技術を持ち帰れない。農村に資金・技術が蓄積せず、開発は進まない。しかし農業だけでは生活できず、労働条件が悪くても、ま

た農場・鉱山に雇ってもらう。この悪循環の下では、農民の貧困は解消しない。その一方で、旧宗主国や入植者が求める安価な労働力・原料用農鉱産物は容易に確保できる。このように、先進国の必要性に基づく歪んだ経済構造が確立されておりました。

この先進国に従属的な経済構造をナミビアの農民自身のものに作り変えていく内発的発展の努力が既にはじまっており、そこで農村協同組合が活躍していた。特に農民が自らの必要性を発現させる民主的意思決定機能や、貧困削減を目的とした生活・営農面の指導・教育事業の役割が、経済（販売・購買）事業よりも重視されておりました。ここに日本農協の総合（多目的）事業の経験が役立つのではないか、そしてナミビアの農協も、既存の集落（コミュニティ）における相互扶助の伝統に基づき組織されており、ここにも日本農協の経験が役立つのではないかというのが恩師の藤谷築次先生からいただいたアドバイスでした。それらを実際にナミビア農村で確認できたのが、私の修士論文の最大の成果でした。

### ❸ 修士論文の後の研究テーマは？

修士号取得後、2年間（93～95年）休学して、在タンザニア日本大使館で専門調査員の仕事をしました。下記の構造調整の影響についての調査に加え、経済協力班の1員となり、政府開発援助に関わることもできました。

タンザニアは1961年の独立後、植民地支配で歪められた経済構造をもう一度、アフリカのためのものにする「アフリカナイゼーション」を進めました。そのために、アフリカ伝統の農村コミュニティにおける相互扶助に基づく社会主義、すなわち「アフリカ社会主義」の実現をめざしました。その中核として、農村協同組合が位置付けられ

たのです。しかし同体制は期待通りに機能せず、80年代半ばには、世界銀行やIMFに助けを求めないと経済運営ができなくなり、彼らに言われるがままに経済自由化を推し進めることになります。改革が本格化するのは90年代前半ですから、私は現場でその影響を学ぶことができました。

この世銀・IMF主導の経済自由化は、「構造調整政策」と呼ばれております。日本の「構造改革」と同様、「小さな政府（大きな民間）」と「市場メカニズム」の重視を特徴としますが、タンザニアの場合は社会主義から資本主義への大きすぎる変革となり、しかもそのスピードが速すぎて、大動乱の時期でした。

タンザニアでも植民地時代に、先進国に輸出するコーヒー、綿花などの原料用農産物の生産が始まりました。ただし入植者の大農場で輸出用農産物を生産するナミビアとは異なり、タンザニア小農民がそれらの生産を担う「小農輸出経済」が一般的でした。また社会主義体制の下で「大きな政府」が、主食であるトウモロコシの増産を促したり、衣類などを国産化する輸入代替工業化を進めたりして、「アフリカナイゼーション」に努めました。しかし構造調整政策の結果、十分な利益を実現できる産業だけが残り、結局、先進国への輸出向け原料用農鉱産物が中心となる歪んだ経済構造が、再生したようにみました。

農協についても、社会主義体制の確立をめざす政府の補助機関として位置付けられ、強い政府支援の下にありましたが、構造調整政策で一気に民間部門の1つとされ、利益を得られない農協や事業は切り捨てられました。特に販売事業で利益を得られない農協は統廃合を促され、利益を見込めなくとも組合員たちに慕われていた指導・教育事業は軽視されてしまった。しかも残され

た販売事業については、同じく構造調整により農村買付への参入が認められた民間流通業者との買付競争に敗れ、農協はどんどんつぶれていく。

輸出競争力を持つコーヒー産業については、構造調整で切り捨てられることはなかったが、その流通・輸出を農協・公社が独占的に担う構造から、上記のように民間業者を主体とする構造に変わった。しかも民間業者の多くが、資金力・取引力に長けた多国籍企業であり、農協が対抗するのは難しい。私が現在も調査を続ける、キリマンジャロ山西斜面にあるルカニ村（約350世帯）の農協も、つぶれる寸前まで追い込まれました。しかし他の単協・連合会と協力して「草の根銀行」をつくり資金力を引き上げたり、指導・教育事業を再開したり、連合会を通さずに競売所へ直接販売するプロジェクトを試みたりして、なんとか生き残り、役割を果たし続けております。

### ❷ その後の研究は？

金沢大学経済学部に、世界経済論の担当教員として就職しましたが、講義でアフリカ農協の話をしても、学生は興味を示しませんでした。ただしその農協が、日本人にとって馴染みが深いアフリカ産品・コーヒーを扱っているという話には乗ってくるのです。私たちにとって身近な国際農産物・コーヒーを事例として、わかりやすく世界システムの問題点を説明できるよう、しばらくコーヒー研究をしたいと考えました。

ちょうどその時期、現在所属する研究室の教授・新山陽子先生がフードシステム分析の方法を確立し、牛肉の事例分析をしておりました。私はこの分析枠組みを援用して、コーヒーのフードシステム研究をはじめました。コーヒーの原料豆の生産から一杯のコーヒーの消費まで、どのような流通

経路の下でどのような主体が取引に参加しているのか、それぞれの流通段階において売り手と買い手がどのような関係を結んでいるのか（特にどういう仕組みで価格形成をしているのか）、さらにはその垂直的な連鎖構造（価格形成）に対して、水平的な市場構造、競争構造がどのような影響を及ぼしているのかなどを、丹念に分析していく研究です。

最初のアフリカ農村・農協の開発研究とは大きく異なっておりますが、「世界システムの不公正さ」解明の部分は引き継いでおります。これまで植民地支配によって確立され、構造調整によって再生したモノカルチャー（少数の原料用農鉱産物に特化した）経済構造の下で、その希少な農鉱産物の安価さが、アフリカの経済開発を阻害するという抽象的な議論にとどまっておりました。タンザニアの場合は、その最大の農鉱産物がコーヒーであり、しかも貧しい小農民が生産しているため、その安価さが産地や農家の発展をも妨げます。その一方で、日本の消費者はタンザニア産コーヒー（「キリマンジャロ」）の世界一の愛飲者です。この両者をつなぐ「キリマンジャロ」のフードシステムの実態解明により、「世界システムの不公正さが途上国の経済・農村開発を阻害する」という議論を、より具体的にしていこうと考えたわけです。

解明できた「キリマンジャロ」のフードシステム（あるいは価格形成）の不公正さはいくつもありますが、ここでは2つ、お伝えします。

1つめは多国籍企業による買いたたきです。構造調整によって多国籍企業は、從来からの輸出業にとどまらず、子会社を設立して農村買付に参入してきました。しかし農村に複数の多国籍企業が買い付けにきても、彼らは談合していて買付競争をしませ

ん（同価格で買付）。彼らの唯一の競争相手は弱体化した農協で、多国籍企業にとって十分な利益になる低い買付価格になってしまします。またその後、多国籍企業（子会社）はコーヒーを競売にかけますが、そこでも談合があって、親会社の落札（企業内取引）がほとんどです。競売は機能せず、競売価格や輸出価格も安くなってしまします。

しかしこの買いたたきよりも、さらに不公正さを実感できるのが、コーヒーの輸出価格の設定方法についてです。コーヒーの輸出価格は、ニューヨークのコーヒー先物市場の先物価格を指標、基準にして決まります。「キリマンジャロ」は高品質豆なのでその先物価格に品質「プレミアム」が上乗せされ、さらにその年度の収穫量が少なければ作柄「プレミアム」が乗せられます。逆に豊作時の低品質豆の場合は、品質も作柄も「ディスカウント」が差し引かれます。つまり〔ニューヨーク先物価格+「プレミアム」（-「ディスカウント」）〕という公式があり、タンザニア国内で取り引きされている時には既に、その公式に基づいて輸出価格が決まっているわけです。そして輸出価格（あるいはその水準を決める先物価格）が低迷している場合、いくら国内で買付競争を促しても、上限が低く決まってしまっている。

また先物価格は、必ずしも需要量と供給量の関係で決まるわけではなく、投機家による差益追求の売買が多いため、需給関係ではとても説明できない、価格の複雑な変動や乱高下が生じてしまう。たとえば「コーヒー危機」と呼ばれた2001～02年には、41.5セント／ポンドという史上最安値の水準にまで価格が暴落しましたが、昨年は300セントを超える高騰になりました。

このような投機家の行動に基づく価格の

乱高下について、生産者はどうすることもできません。またたとえ、需給関係で価格水準が決まったとしても、世界のコーヒー生産量の半分を占めるブラジルの供給量のみが先物価格に反映するだけで、同じく「キリマンジャロ」の生産者の必要性（「キリマンジャロ」の供給量、生産者が費やす生産費や生活費など）を価格に反映させることができないのです。

### ④ 不公正さの解決策は？

1つは農協が資金力・取引力を身に付け、多国籍企業の買いたたきに対抗していくことです。ルカニ村においては、既に述べたように、かなりの健闘をみせております。特に競売所への直接販売の成果が上がっております。多国籍企業は外部にお金を持ち出す組織であるが、農協は自分たちの下にお金を確保する組織であるという理解があり、また直接販売やフェアトレードの開始で価格差もなくなり、小農民は多国籍企業へのコーヒー販売を避けるようになります。その農協への愛着は、総会での議論・意思表示（民主的意志決定機能）や教育・指導事業が活発であることから、高まっているといえます。

しかしながら農協がどんなに頑張っても、ニューヨーク先物市場で輸出価格の水準、すなわち国内価格の上限が先に決まっており、価格引き上げの限界があります。この先物価格を高めに安定させないと、産地や生産者の持続的発展が難しい。

実は80年代末までは、生産国と消費国の政府が力を合わせて、コーヒーの価格を高めに安定させる仕組みがありました。国際コーヒー機関が管理する輸出割当制度（国際コーヒー協定の経済条項）です。生産国が1年間に輸出できる量を定め、それを超える部分は国内に保管する。消費国は、こ

の制度を遵守したコーヒーだけを輸入し、また保管料を援助する。しかしWTO体制が確立されて政府による価格支持が忌み嫌われるようになったため、既に輸出割当制度は廃止されております。

そうだとすると、既存のフードシステムにいる限り、産地や生産者の持続的発展が難しい（先物価格の高騰時のみ可能になる）。そこで考案されたのが、オルタナティブなフードシステムといえるフェアトレードです。最低輸出価格の保障と産地への還元金支払（社会開発経費として利用）という、2つの価格形成の特質を持ちます。

私自身も、ルカニ村産コーヒーをフェアトレード基準に基づき日本に輸入し、京都のキヨーワズ珈琲に焙煎・販売もらう、ルカニ村・フェアトレード・プロジェクトを開拓しております。還元金支払でルカニ村に図書館や中学校を建設するとともに、主に教育経費として利用されるルカニ村民のコーヒー販売収入を、それなりに下支えできていると思います。そして間違いなく、村の教育水準が改善してきました。

### ❶ 「公正な価格」とは？

フェアトレードの最低価格保障は、生産費と一定の生計費を保障しようとしており、家族労賃を含む全参入生産費の保障と言い換えてよいと思います。つまり「働いた分の費用はしっかり支払う」という、労働価値に基づく「公正な価格」といえます。

そして私は、アマルティア・センの「ケイパビリティ」の概念を援用して、フェアトレードを評価しようと考えております。自らにとって望ましいあり方を求める場合、それを実現するために組み合わせる複数の機能を、その個人が選択可能であるか否かを評価するための概念です。ルカニ村民にとっての望ましいあり方は、コーヒーの販

売収入で子供が十分な教育を受けること。還元金で中学を完成させたので、最低価格保障で教育経費を下支えできれば、彼らにとって「公正な価格」になるでしょう。そのような計算をした上で、私たちのプロジェクトは、国際基準の1.4倍の最低輸出価格を設定しております。

センの最近の書籍では、様々な立場の関係者が集まって、立場に基づく議論を尽くし、お互いの立場を理解した上で妥結すること、それが正義だといっております。私が近年、研究対象にしている生活クラブ生協と遊佐町農協の共同開発米の産消提携において、生産者と消費者が議論を尽くして妥結価格に至る価格形成を確認できます。これも1つの「公正な価格」でしょう。

### ❷ 今後の研究は？

農業組織経営学の研究室にありますが、研究室伝統（大槻経営学）の農家経済経営概念に基づいて、データ収集に努めています。また上記のセンや現代制度学派の概念も取り込んで、そのデータ分析を進めており、1年後くらいには単著を刊行できると思います。

ここで少しだけ分析成果を紹介すると、ルカニ村民はコーヒーだけでなくトウモロコシ、バナナ、牛乳、鶏卵、芋類、豆類、ヒマワリなど多様な農畜産物を生産しています。1つの経営体が異質な経営目標を持つ2つの部門（「男性産物」部門と「女性産物」部門）に分かれしており多様な農畜産物もどちらかに振り分けられております。コーヒーやトウモロコシなどは「男性産物」、バナナ、牛乳などは「女性産物」です。

「男性産物」部門は利益を最大化すること、「女性産物」部門は最低限の家計水準を保障することを、経営目標とします。「男性産物」の販売収入は主に教育経費に

費やされるので、コーヒー価格の下落はルカニ村民の教育水準を引き下げます。しかし彼らは、絶対的貧困に陥ることはありません。「女性産物」によって、最低限の食料と生活必需品が確保されているからです。万が一「女性産物」が凶作になっても、もう1つのセーフティネットである、拡大家族を基礎単位とした伝統的な相互扶助システムがあります。

ルカニ村民は確かに現金を持っておりませんが、二重のセーフティネットに守られ、必ずしも貧困と言えないのではないかと思うのです。このように経営体内部のヒト、モノ、カネの動きをみることができるようになり、やっと高校生の時に興味を抱いた貧困の研究にたどり着いたように思います。そして初めての農村滞在時に気付いた魅力的な農業経営の技術を、詳細に分析できているという実感もあります。

### ❷ 生協に対する期待は？

最低価格保障と還元金だけでは生産者を十分に買い支えられません。日本における生協の産直運動や有機農産物の産消提携運動で重視されている、産消の深い交流が実現しないと、日本では、このままフェアトレードが発展しないように思います。

欧米ではフェアトレードがかなり普及しておりますが、たとえばイギリスで普及した要因として、キリスト教の慈善活動や市民運動が活発であることに加え、生協による積極的な取り組みが挙げられております。

日本でも、小川珈琲のフェアトレードコーヒーを多くの生協が扱っておりますが、既製品を置くだけでなく、せっかく優れた産直交流の経験があるのですから、自ら途上国の産地に足を運び、生産者との交流を経てオリジナルのフェアトレード商品を開発するなど、できないものでしょうか。ある

生協で私が講演した時、生産者支援のために高く買うフェアトレードは、「よいものをより安く」という生協の理念に反すると怒られました。生協がフェアトレードに積極的になれない理由は、ここにあるように思います。

協同組合は共益のためのものか、公益のためのものかという議論がありますが、「よいものをより安く」が組合員の共益であることは間違いないでしょう。ただ私は組合員や消費者の行動原理について、そんなに単純（センの「合理的な愚か者」）ではないと思うのです。

確かに「よいものをより安く」という私的な効用最大化の消費目標を、ほとんどの消費者は持っておりますが、それが全部ではない。社会目標に応じた消費行動、社会的価値の高い消費をしたいという気持ちが、少しは混じっている。その混成の度合いが、生協組合員は高いと思うのです。その組合員の気持ちをくみ取る商品開発は、共益と公益が重なる部分です。

たとえば京都生協の「さくらこめたまご」は、食料自給率向上や地産地消推進という社会的目標のため、卵1個に1円の「応援金」を上乗せしておりますが、その上乗せを多くの組合員が、「生協らしい取り組み」として高く評価しているようです。「よいものをより安く」という共益は大手スーパーに任せて、公益と共益が重なる部分を大切にして欲しいというのが、生協に対する期待です。

#### 【プロフィール】

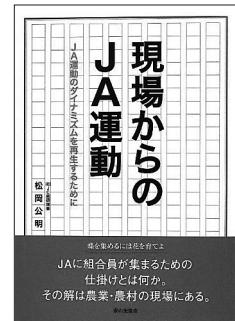
1967年愛知県生まれ。1988年京都大学農学研究科博士課程修了、農学博士（農林経済学）。単著に、『増補版 おいしいコーヒーの経済論—「キリマンジャロ」の苦い現実ー』（太田出版、2012年）、『コーヒーと南北問題—「キリマンジャロ」のフードシステムー』（日本経済評論社、2004年）、『南部アフリカの農村協同組合一構造調整政策下における役割と育成ー』（日本経済評論社、1999年）。

## くらしと協同の本

松岡 公明 著  
『現場からのJA運動』

### 【Book Data】

発行 家の光協会 2012年9月 96ページ  
値段 700円+税  
ISBN：978-4-259-52174-5



評者：根岸 久子（JC総研客員研究員）

### 1. 國際協同組合年に向けて

国連は、2012年を「国際協同組合年」と定めた。協同組合がより良い経済・社会の建設に大きく貢献できると評価し、その発展を期するよう各国政府・国民に訴えることが目的で、そのスローガンは「協同組合がよりよい社会を築きます」である。わが国の協同組合の姿を思い浮かべ、これに違和感を感じる人も少なくないのではないか。

JAについて言えば、30年ほど前に当時のICA会長レイドロー氏は、世界の協同組合が直面している危機を指摘した際に、総合的な事業展開により組合員や地域住民の暮らしに貢献しているとして日本のJAを高く評価した。しかし、大型合併・経営効率化等もあって、当時に比べるとそれらの事業活動はかなり後退しているし、組合員とJAとの関係も希薄化している。それについて著者は、JAのもつ経営資源（協同組合性）を使い切れていないからだという。

本書は、そうした思いに突き動かされた著者が、「国際協同組合年」を単なるイベントにとどめず、内実を伴ったものにするため、協同組合原則に照らしつつ今後のJAの組織運営のあり方をまとめたものである。「現場からのJA運動」というタイトルは、その手本は現場にあり、

試行錯誤を重ねている現場の実践にこそ学ぶべきものがあると考えるからであろう。

9章で構成されているが、第1章「国際協同組合年にあたって」と第2章「神話の崩壊とパラダイムの転換」は、本論への導入部分で、「逃げる組合員、追うJA」という言葉に示される組織事業運営の問い合わせと、協同組合としてのJAがめざすべき方向を総論的に論じている。

### 2. 現場からのJA運動の課題

しかし、協同組合として「参加」や「民主的運営」を謳ってきたものの、「国策として育成・組織化されたJA」は、農政の下請け的機能を担ってきたため、多くは組織も事業運営も組合員の参加は形式的なものにとどまってきた。それゆえ組合員も職員も協同組合人としての訓練機会は乏しかったと言える。こうした現実のなかで組織事業運営のパラダイムの転換は容易ではない。協同組合としての内実をどう構築していくべきなのか。第3章以降は、研究事例や実践事例を参考に具体的には述べている。

まずは現状分析で、第3章「JA運動の点検」では、「組織・事業基盤」、「組織運営」、「事業経営」の3つの視点から現状を点検したうえで、組織事業運営における伝統的システムを見直し、

参加型運営へと向かうことが重要だとしている。このことを組合員参加で自律型事業運営を実践してきた十勝地区のJAが合併ではなく機能統合を選択し、成果を上げている事例を紹介しつつ解き明かしている。

第4章から第6章は参加型の組織事業運営に接近していくための具体策で、「JAビジョンづくり」、「現場主義で考える」「参加・民主的運営」の3点を、それぞれ実践事例を通して抽出している。たとえば、「葉っぱビジネス」で有名な上勝町や支店を拠点とした活動を開拓しているJA福岡市では、ビジョンの明確化が問題意識を共有化し、行動する動機づけになり、参画意識を高めたとしている。また、組合員の意思表明=参加システムの一環として「クレーム処理」を位置づけること、大型合併下では地域性と機能性を切り口に「小さな協同」を組織化し、可能な限り直接民主主義に近い運営方法を追求することが必要だとしている。ここに通底するのは著者の、「参加・民主主義の意義については教科書的に強調することより活動を通して経験的に認識できるような動機づけが必要」との強い思いであり、その意味で本章は現場からのJA運動実践の手引きとも言えよう。

とはいえ、今や「現場からのJA運動」を開拓していくのは至難のことであろう。そこで、第7章（「協同組合のイノベーション」）では、参加型組織運営により地域農業を再生したJA甘楽富岡と、それによる組合員・職員の意識変化が組織運営や事業展開に好循環をもたらしたコープみやざきの実践を通して、参加型への転換=イノベーションの重要性を提起している。ちなみにコープみやざきでの一番大きな変化は、生協の役員において「弁が立ち、押しが強い、説得の得意な人」から「人の話をよく聞き、まとめる能力のある人」が選出されるようになってきたことだという。これから協同組合のリーダー像と言えようが、翻ってJAはどうであろうか。

第8章（「協同組合と地域づくり」）と9章（「国民的理解と共感の醸成」）では、第26回JA全国大会で決議のされたこれらのこと的具体化するうえで、協同組合らしいの追求が課題となることを解き明かしている。

### 3. 問われている「現場からのJA運動」

本書を貫くのは協同組合らしいJAをどう構築していくかであり、組織事業運営のあり方を軸に、それへの接近を試みたのである。こうした意見は、これまで「理念では飯は食えない」と退けられてきたが、本書は実践事例に基づきこれを論破している。しかし、これを実証しているのは本書の事例にとどまらない。例えば、国際協同組合年実行委員会から地域貢献度で表彰されたJAあづみの助け合い組織の大いなる発展は、まさに協同組合らしい組織事業運営を愚直に追求してきた結果である。

また、本書で提起していることは、これまで研究者や現場の人々が指摘し、改革を迫ってきたものが少なくないが、いつも対症療法で済まされてきた。その意味で、TPP問題をはじめ農業・JAが危機的状況のなかで対症療法では済まされなくなった今、根本的治療を提起した本書は時宜を得たものと言えよう。しかし、著者も本書を「JA職員へのメッセージとしてまとめた」と記しているように、現場での実践には職員の役割が欠かせない。その意味で、現場からのJA運動を実践できる職場（組織風土）づくりの方途にも言及してほしかった。そうした風土がJAらしい職員や組合員を育むからである。

かつて「国際婦人年」が制定された時、自らの現実との違いを「遠くで鳴る鐘の音」と表現した農業女性がいたが、これを契機とした女性たちの運動は女性の経済的・社会的地位を押し上げてきた。協同組合陣営も国際協同組合年をその内実を豊かにする契機とするか否かが問われているのではなかろうか。

## くらしと協同の本

津田 直則 著

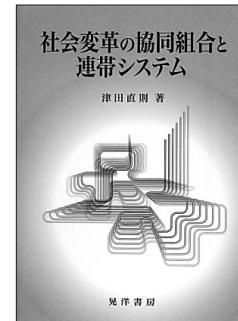
### 『社会変革の協同組合と連帯システム』

#### 【Book Data】

発行 晃洋書房 2012年8月 322ページ

値段 3,500円+税

ISBN : 978-4-771-02375-8



評者：中川雄一郎（明治大学政経学部教授）

2012年11月号の『世界』（岩波書店）は2つの特集を組んでいる。1つは「尖閣列島問題：東アジアの眞の平和のために」であり、もう1つは「協同が社会を変える」である。後者の特集について編集後記は「アトム化した個人が、バイアスのかかったメディアや広告代理店を駆使したプロパガンダとナマで向きあわなければならぬなかで、『協同』のネットワークは、『対抗経済』への展望にとどまらず、『社会変革』を担う第三の共同体として重要だろう」と記している。この「社会変革を担う第三の共同体」とは、内橋克人氏が「『社会変革の力』としての協同」と題して論じている主張のなかに出てくる言葉である。すなわち、「人びとを互いに利害対立させ、分断して競わせ、その間際に利益獲得のチャンスを仕掛ける」「分断、対立、競争を原理としている」「競争セクター」に対して、人間社会は「参加、協同、共生が原理である」「もうひとつの『共生セクター』を必要としている。」「『共生セクター』を担う『第三の共同体』。それが『使命共同体』なのであり、その中心に協同組合が立つ。」

このように内橋氏が協同組合を「競争セクター」に対抗し得る「共生セクター」の中心軸だと位置づけている視点を私なりに咀嚼すれば、次のように言えるだろう。協同組合が国連によって

経済的成長を達成し得るビジネス・モデルだとみなされたのは、協同組合がその事業と運動を通じて、助け合いの価値や互恵的な価値に基づき人間の本来的な関係をより深くし厚くしていく協同のプロセスに人びとが参加することのできる枠組みを社会的に創りだし、新しい社会秩序を形成するのに役立つ諸条件を再生産してきたからである、と。この視点は同じ『世界』で協同組合の社会変革能力のあり様について論及した津田論文（「モンドラゴン協同組合：連帯が築くもうひとつの経済体制」）にも見て取れる。そこでは津田論文は、「助け合いの価値や互恵的な価値」に基づき経済－社会秩序の形成に導いていく、「働く者と人間を大切にする連帯」を機軸とする協同組合のビジネス・モデルを追究しており、本書の論点とぴったり一致する。

本書の特徴は、「経済システム」としての「協同組合システム」を「価値、制度、メカニズムの3つの視点から分析」していることである。この分析方法は協同組合研究にとって大いに示唆に富んでいる。少しく言及しておこう。価値は「協同組合の理念としての基本的価値」であり、制度は「協同組合に関する制度とその集合としてのシステム」であり、メカニズムは「理念・価値および制度・システムから生じるミクロ・マクロのメカニズム」であって、こ

れらの「理念・価値・制度・システムそれにメカニズム」は相互に密接に関係している。すなわち、協同組合においては、「協同組合の目的」（「ソーシャル・ミッション」と言い換えることができる一評者）を規定する理念・価値に即した適切な制度・システムが設計・構成され、そしてその制度・システムを適切に機能させる、経済主体（組合員、経営組織）の行動や経済変数の因果関係それに資源配分の効率性といったメカニズムが働くことによってはじめて資本主義的企業との相異を明確にすることができる。あのレイドロー報告が現代協同組合の危機（「第3の危機」）を何故に「イデオロギーの危機」と論じたのか、その含意を私たちは十分推し量ができるというものである。

しかしながら、協同組合の「理念・価値・制度・システムそれにメカニズム」の相互関係だけでは「社会変革の協同組合」の実像は明確な形では見えてこない。その実像を私たちに明確に見えるようにさせるには、（しばしば「トレードオフ問題」とされる）「価値と効率の関係」を協同組合の事業と運動のなかで意識化させ、「二兎を追うことは可能」であることを実際に示すことである。要するに、「社会変革の協同組合」の明確な実像を私たちが明確に理解し認識するのには、協同組合の組合員間の連帶、協同組合間の連帶、協同組合とマルチステークホルダー間の連帶などといった多様な連帶のシステムを創り出すことによって協同組合の理念・価値・制度・システム、メカニズムを動員可能とする諸条件を再生産していくこと、これなのである。

本書は第8章で「社会変革の協同組合5類型」を展開している。5類型は以下のものであるが、そのなかに「ユーロスラヴィア型労働者自主管理企業」が取り上げられている。著者がこれを「労働者協同組合の失敗例」として取り上げているのは、失敗の諸原因を明らかにするためである。私たちにとって、とりわけ協同組合人にとって「失敗から学ぶ」こともまた大いに意味あることなのである。①救済・支援型協同組合（第1・2章）、②イタリア型協同組合（第2章）、

③モンドラゴン型協同組合（第3・4章）、④マレーニ型協同組合（第5章）、⑤ユーロスラヴィア型労働者自主管理企業（第6章）である。著者はこれらの類型の協同組合のいくつか、すなわち、イタリアのエミリア・ロマーニャ州のレガコープ、労働者協同組合ビランツィアイ、それにイモラ協同組合、スペイン・バスク自治州のモンドラゴン協同組合企業体（MCC）、オーストラリアのマレーニ協同組合などを訪問・調査していることから、その分析にはすこぶる重みがある。

残された紙幅の都合により、序章の最後にある件—この件は本書のすべての章で論じられた協同組合に共通する課題でもある—に言及することで私の仕事を終えることにする。「協同組合の成功例を見ると、そこでは民主主義を無視せずに効率を達成する制度とシステムを創造していることが分かる。このシステムを第8章では『協同組合の連帶システム』と名付けた。この連帶システムにはいくつものタイプがあり得るが、競争に強い面と民主主義や公正などの価値を重視する面の両方を実現するシステムでなければならない。協同組合は連帶の力によってこれらの双方を実現する。協同組合システムを弱い段階からより高い次元に格上げするのが連帶システムである」。言葉は違うけれど、本書でも論じられているように、協同組合は「協同の倫理」や「参加の倫理」に基づく事業体であり、運動体である。それ故、協同組合における民主主義や公正それに連帶システムは、「協同の倫理」や「参加の倫理」によってはじめて実現されるのであり、したがってまた協同組合の競争力も基礎づけられるのである。「モン德拉ゴン協同組合の精神的父」であるアリスメンディアリエタ神父は「協同組合のミッション」についてこう述べている。「協同は新しい社会秩序を形成する経済的、社会的なプロセスに人びとを確実に統合する。協同組合人は、この目的を、労働の世界において正義と公正を切望するすべての人たちに広げていかなければならない」。協同組合人にとってじつに説得力のある言葉ではないか。

## くらしと協同の本

### 名和又介・庄司俊作・井上史 編 『大学の協同を紡ぐ：京都の大学生協』

#### 【Book Data】

発行 コープ出版 2012年5月 480ページ  
値段 2,000円+税  
ISBN : 978-4-8733-2310-7



評者：庄司 興吉（全国大学生活協同組合連合会 会長理事・東京大学名誉教授）

自分の、これまでの社会学的研究の成果、および大学生協との関わりに照らして、日本の大学生協のもつ意味について、考えつづけている。2012年は国際協同組合年なので、とりわけそういう機会が多い。その文脈で、本書のもつ意味は大きいと思う。

本書は研究編と証言編とからなり、それぞれに10本の論文と、19の証言が収められている。「はしがき」で庄司俊作氏が述べているように、京都の大学生協を中心とした研究と証言であり、同志社生協を中心とした考察や観察である。

本書の第一の特徴は、生協との関連で、生協の立場あるいは視点から、学生生活の変遷にアプローチしていることであろうか。たとえば第1章の庄司論文では、安保闘争後1960年代の学生生活が大学生協連の学生生活実態調査をもとにとらえられ、そのもとで1957年に創立された同志社生協の発展が述べられ、それが60年代末から70年代初の大学紛争で大きな影響を受けたのち、打撃からなかなか立ち直れなかった理由が分析されている。「歴史性としての費用構造問題」と「現代性としての体質問題」という指摘は、ある意味で今日の大学生協にも当てはまりそうな気がする。

バブル期からポストバブル期への学生生活の

変化を、学生生活実態調査を用いた消費動向の分析で追究した久保建夫氏の第2章も、興味深い。大学生活の重点が、1980年代、90年代までは「豊かな人間関係」だったが、90年代末から「勉強第一」がトップの座にのし上がり、「何事もほどほどに」がその後を追うようになったというのも、バブル崩壊後の社会状況の厳しさを物語っているのであろう。そのなかで、生協が何を期待され、課題してきたのかは、今日にまでつながっている話である。

久保氏と名和又介氏、三宅智己氏の第3章は、こうした分析を京都、滋賀、奈良に広げ、学生生活の重点がこのようになってきたことをふまえて、政治に関心をもったり、世界で活躍したり、地域社会に貢献したりする意欲が、学生のあいだで弱まってきていることを指摘している。消費者運動から考えた大学生協にかんする原山浩介氏の第4章も、短いながら重要である。「消費者」という「擬制の階級」が効かなくなってくるなかで、民間業者が生協のやり方に近づいてきているのにたいして、あらためて生協とはなにかが問われているという問題提起は、まさに今日の状況のポイントを突くものであろう。

第5章から第10章までは、同志社生協の歴史にかんする論考である。井上史、及川英二郎、

名和又介、小枝弘和、大鉢忠の5氏によるこれらの論考は、110年以上も前の1898年に日本最初の大学生協（「学生消費組合」）として発足した同志社生協が、戦前の歴史をふまえて戦後の混乱期を乗り切り、1957年に「同志社大学消費生活協同組合」として再発足して、その後の激動の歴史を生き抜いてきた経過を描いている。

戦前からの歴史をたどった井上氏の論考に加えて、1950年代から60年代にかけての同志社生協が、値上げ問題への対応を中心に地域生協に乗り出していく過程を描いた及川氏の論考、70年代から80年代にかけての同生協が、「福武所感」などにインパクトを受けて、「学園に広く深く根ざした大学生協づくり」に取り組んでいった過程を分析した井上氏の論考、同生協書評誌『邂逅』<sup>めぐりあい</sup>をつうじて70年代から80年代にかけて展開された読書推進運動と、全国的なこの運動のなかで大学生協が果たした役割を浮き彫りにした名和氏の論考、同生協の前身の初期に帰って購買運動の経過を追って安部磯雄とその後継者たちの役割を描いた小枝氏の論考、阿部の日記の翻刻から協同組合運動の背景にあったキリスト教や社会主義の性格を描き出した大鉢氏の論考と、一つひとつが興味深い。

こうした諸論考をつうじて、安部磯雄から大学生協連の初代会長嶋田啓一郎氏にいたるまでの流れを感じ取ることができる喜びは、現会長としての私だけのものではありえないであろう。

証言編では、同志社大学にかぎらず京都地域の諸大学生協についての、さまざまな思い出や意見が語られている。それらの一つひとつにふれているだけの余裕はないが、それらを通読させていただくことをつうじて、私がますます感じるようになった問題性について、最後にふれさせていただこう。10本の論文にも伏在していたことなのだが、それは端的にいって、生協とは何かを考える文脈の自覚ということである。

論文の著者たちも証言者たちも、大学生協（および生協一般）のことを熱心に考え、多大

の努力を払ってきている。そのことに、私は頭が下がるばかりである。しかし、なにか文脈がはっきりしない。一世紀以上にもわたる生協の歴史、戦後の同志社大学生協からだけをとってももう半世紀以上にもなる生協の歴史—これを私たちほどどんな文脈のもとで考えていいのか。あるいは

戦前はともかく戦後半世紀ほどのあいだ、私たちの多くは、生協や協同組合運動よりは学生運動や労働運動を中心に社会を変えることを考えていた。それらがふるわなくなり、20世紀社会主義が崩壊したり、変質したりしたあと、あらためて生協運動や協同組合運動が見直されてきているが、それはなぜなのであろうか。

社会学的研究や大学生協への関与をつうじて、私は、あらためて世界中の市民社会化という自覚を強めている。普通選挙の普及をつうじて、労働者たちが市民になり、学生も市民か市民の卵になったのである。市民たちは、選挙制度を、できるだけ正確に意見の分布を反映するものにすることをつうじて、できるだけ有効な市民政府をつくっていくと同時に、大金持ちや中小金持ちだけでなく、資本力のない普通の市民も、いや普通の市民こそが、自分たちのための、利益のみにとらわれない事業を起こし、社会のますます多くの部分を支えていかなくてはならない。そういう事業こそ、じつは、ロッヂデールから始まった生協運動と協同組合運動なのではないであろうか。

そういう自覚を基礎に、私は、京都コンソーシアムの「協同組合論」で講義し、その内容を論文にまとめた。そこで述べたような文脈のうえに置くと、上にレビューした論文や証言から、もっともっと多くの意義を引き出せそうな気がする。そういうことを、これからも個別生協史や地域生協史について、機会あるごとにやっていきたいと思う。

本書はそういう意欲をあらためてかき立ててくれる刺激的な好著のひとつである。

投  
稿  
規  
定

1. 本誌は、くらしと協同に関する調査研究などの成果を掲載する。
2. 本誌への投稿は、上記の領域を中心とした論文、研究ノート等とする。なお、原稿は掲載時に、他誌に未発表であることを厳守する。
  - (1) 原稿の字数制限は以下の通りとする。
    - ① 論文 20,000字以内
    - ② 研究ノート 14,000字以内
  - (2) 原稿の体裁
    - ① B5 横書き、ワープロ（40字×35行：15ページ以内）を完成原稿とする。
    - ② 年号は原則として西暦を、また頁は「ページ」（カタカナ）を使用する。
    - ③ 英字の略字については原則として半角とするが、全角を使用したい場合はそのことを明確にし、同じ略字の場合に半角または全角を統一して使用する。
    - ④ 注は文末脚注とし、本文中の注は上付で、通し番号とする。
  - (3) 図表は上記の原稿の分量にふくまれるものとする。なお、グラフをExcel等のソフトで作成している場合は、そのグラフの作成に使った元データも添付する。また、図版の場合はなるべく鮮明なものを別に添付する。
  - (4) 原稿には「表紙」を付け、表紙にタイトル、執筆者名、所属機関および連絡先（現住所、電話番号、E-mail）を明記する。原稿本文には執筆者名、所属機関を記さない。
  - (5) 原稿提出の際は、プリントアウトした原稿4部と原稿データをおさめたCD等とを両方提出する。提出するデータは「MS-Word（バージョン2000以降）」とし、グラフなどのデータファイルがある場合、それもCD等の中に添付する。写真を使用する場合は、MS-Word内に枠で場所を示し、写真データはjpg形式で別途添付する。
  3. 投稿された論文、研究ノートを査読の対象とする。原稿は到着後に編集委員会が受付し、編集委員会が指定する複数の審査委員の査読を経た後、採否および掲載時期について編集委員会が決定する。
  4. 原稿送付先はくらしと協同の研究所事務局とする。
  5. 提出された原稿ならびにCD等は原則として返却しない。
  6. 原稿料は支払わない。
  7. 著者に本誌5部と抜刷30部を無料で進呈する。
  8. 本規定ない事項については、適宜編集委員会で判断し対応する。
  9. 『くらしと協同』に掲載される原稿については、著作権のうち、複製権、翻訳・翻案権、公衆送信・伝達権を研究所に譲渡する。なお、著作者自身による複製（出版を含む）、翻訳・翻案、公衆送信・伝達については、これを許諾する。

（付則）

1. 本規定は2012年6月25日から実施する。

（くらしと協同の研究所事務局）

〒604-0851 京都市中京区夷川通烏丸東入ル西九軒町291 せいきょう会館2F  
TEL: 075-256-3335  
E-mail:kki@ma1.seikyou.ne.jp

**編集後記**　国際協同組合年を迎えるとしていた昨年2011年に、協同組合関係者のあいだでしばしばかわされた会話は、「2011年は国際森林年であるにもかかわらず、それを知らないという国民が非常に多い。来年の協同組合年はそうならないようにしなければいけない」というものでした。

さて実際、その結果はどうだったでしょうか。

あえて研究者や実践家が本音でいつも語っているところから、今号はスタートしてみようと考えました。

もう一度繰り返したいと思います。まだ国際年は終わっていません。国際協同組合年なう。みなさま、良き新年をお迎えください。（志）

---

季刊 くらしと協同

2012年冬号(第3号)

2012年12月25日発行

編集企画：『くらしと協同』編集委員会

編集長：杉本貴志

発行所：くらしと協同の研究所

理事長：的場信樹

京都市中京区夷川通烏丸東入西九軒町291

せいきょう会館 2F (〒604-0851)

電話：075-256-3335

FAX：075-211-5037

E-mail : kki@ma1.seikyou.ne.jp

URL : <http://ha1.seikyou.ne.jp/home/kki/>

---

季刊 くらしと協同 2012年冬号(第3号)

編集・発行：くらしと協同の研究所

発行日：2012年12月25日

ISSN 2187-1280



国際協同組合年